

平成 20 年

第 1 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

自 平成20年 2 月 1 日 (金) 開 会

至 平成20年 2 月 5 日 (火) 閉 会

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第1回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	3
○ 2月1日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	9
会期を定めることについて	9
議案審議	10
○ 2月5日（議事日程第2号）	47
議案審議	51

宮古島市告示第4号

平成20年第1回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成20年1月25日

宮古島市長 伊志嶺 亮

- 1 期 日 平成20年2月1日（金）
- 2 場 所 宮古島市議会議事堂
- 3 付議事件
 - （1）平成19年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）
 - （2）宮古島市城辺地域密着型介護事業所指定管理者の指定について
 - （3）宮古島市伊良部地域密着型介護事業所指定管理者の指定について
 - （4）訴えの提起について
 - （5）土地の取得について
 - （6）土地取得の追認議決を求めることについて
 - （7）道路特定財源の暫定税率の延長を求める意見書

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第 1 号	平成19年度宮古島市水道事業会計補正予算 (第1号)	市 長	平成20年 2月1日	平成20年 2月5日	原案可決
議案 第 2 号	宮古島市城辺地域密着型介護事業所指定管理者の指定について	"	"	"	"
議案 第 3 号	宮古島市伊良部地域密着型介護事業所指定管理者の指定について	"	"	"	"
議案 第 4 号	訴えの提起について	"	"	"	"
議案 第 5 号	土地の取得について	"	"	"	否 決
議案 第 6 号	土地取得の追認議決を求めることについて	"	"	"	"
/	議案第5号土地の取得についての撤回について	"	"	"	不 承 認
/	議案第6号土地取得の追認議決を求めることについての撤回について	"	"	"	"
意見書案 第 1 号	道路特定財源の暫定税率の延長を求める意見書	経 済 工 務 委 員 会	"	平成20年 2月1日	原案可決

開会日（2月1日）に応招した議員

友	利	惠	一	君	嘉	手	納	学	君
下	地		智	”	新	城	啓	世	”
仲	間	明	典	”	上	地	博	通	”
池	間	健	榮	”	平	良		隆	”
新	里		聰	”	亀	濱	玲	子	”
佐	久	本	洋	介	上	里		樹	”
砂	川	明	寛	”	與	那	霸	夕	ズ
棚	原	芳	樹	”	豊	見	山	恵	栄
前	川	尚	誼	”	富	永	元	順	”
與	那	嶺	誓	雄	富	浜		浩	”
山	里	雅	彦	”	下	地	秀	一	”
池	間		豊	”	下	地		明	”
宮	城	英	文	”	池	間	雅	昭	”
眞	榮	城	徳	彦					

平成 20 年

第 1 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

2 月 1 日 (金) 初 日

(意見書案提案、質疑、討論、表決)
(議案上程、説明、聴取、質疑 (付託))

平成20年第1回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成20年2月1日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- ” 第 2 会期を定めることについて
- ” 第 3 意見書案第1号 道路特定財源の暫定税率の延長を求める意見書 （経済工務委員会提出）
- ” 第 4 議案第1号 平成19年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号） （市長提出）
- ” 第 5 ” 第2号 宮古島市城辺地域密着型介護事業所指定管理者の指定について（ ” ）
- ” 第 6 ” 第3号 宮古島市伊良部地域密着型介護事業所指定管理者の指定について
（ ” ）
- ” 第 7 ” 第4号 訴えの提起について （ ” ）
- ” 第 8 ” 第5号 土地の取得について （ ” ）
- ” 第 9 ” 第6号 土地取得の追認議決を求めることについて （ ” ）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

議 案 付 託 表

平成20年2月1日（金）第1回臨時会

委員会名	議案番号	件名
文教社会委員会	議案第 2 号	宮古島市城辺地域密着型介護事業所指定管理者の指定について
	議案第 3 号	宮古島市伊良部地域密着型介護事業所指定管理者の指定について
経済工務委員会	議案第 1 号	平成19年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）
	議案第 4 号	訴えの提起について
	議案第 5 号	土地の取得について
	議案第 6 号	土地取得の追認議決を求めることについて

平成20年第1回宮古島市議会臨時会会議録

平成20年2月1日

(開会=午前10時02分)

◎出席議員(27名)

(散会=午後5時48分)

議長(1番)	友利 恵一 君	議員(14番)	眞榮城 徳彦 君
副議長(22〃)	下地 智 〃	〃(15〃)	嘉手納 学 〃
議員(2〃)	仲間 明典 〃	〃(16〃)	新城 啓世 〃
〃(3〃)	池間 健榮 〃	〃(17〃)	上地 博通 〃
〃(4〃)	新里 聰 〃	〃(18〃)	平良 隆 〃
〃(6〃)	佐久本 洋介 〃	〃(19〃)	亀濱 玲子 〃
〃(7〃)	砂川 明寛 〃	〃(20〃)	上里 樹 〃
〃(8〃)	棚原 芳樹 〃	〃(21〃)	與那覇 夕ズ子 〃
〃(9〃)	前川 尚誼 〃	〃(23〃)	豊見山 恵栄 〃
〃(10〃)	與那嶺 誓雄 〃	〃(24〃)	富永 元順 〃
〃(11〃)	山里 雅彦 〃	〃(25〃)	富浜 浩 〃
〃(12〃)	池間 豊 〃	〃(26〃)	下地 秀一 〃
〃(13〃)	宮城 英文 〃	〃(27〃)	下地 明 〃
		〃(28〃)	池間 雅昭 〃

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	城辺 支所長	饒平名 建次 君
副市長	下地 学 〃	上野 支所長	砂川 正吉 〃
総務部長	宮川 耕次 〃	下地 支所長	平良 哲則 〃
企画政策部長	久貝 智子 〃	水道局次長	砂川 定之 〃
地域戦略局長	與那嶺 大 〃	消防局長	伊舎堂 勇 〃
福祉保健部長	上地 廣敏 〃	教育局長	下地 恵吉 〃
経済部長	宮國 泰男 〃	財政課長	石原 智男 〃
建設部長	平良 富男 〃	企画調整課長	下地 信男 〃
会計管理者	譜久村 基嗣 〃	介護長寿課長	豊見山 京子 〃
伊良部総合支所長	垣花 恵 〃	都市計画課長	長崎 富夫 〃
平良支所長	狩俣 照雄 〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議事 係	仲間 清人 君
次 長	荷川取 辰美 〃	庶務 係 長	友利 毅彦 〃
補佐兼議事係長	砂川 芳徳 〃		

◎議長（友利恵一君）

ただいまから平成20年第1回宮古島市議会臨時会を開会いたします。

（開会＝午前10時02分）

本日の出席議員は27名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（下地嘉春君）

議長の命によりまして、諸般の報告書を朗読いたします。

去る1月23日、経済工務委員会が開催され、道路特定財源の暫定税率の延長を求める意見書について協議した結果、平成20年第1回臨時会に提案することに決し、同日、伊志嶺亮宮古島市長あて告示依頼を行いました。

次に、1月24日、熊本市において、九州市議会議長会第4回理事会が開催され、出席いたしました。

次に、1月25日、伊志嶺亮宮古島市長より平成20年第1回臨時会の招集告示通知がありました。

次に、1月28日、伊志嶺亮宮古島市長より平成20年第1回臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

次に、1月29日、当局の提出議案の事前説明会の終了後に議会運営委員会が招集され、会期について諮問した結果、会期については本日2月1日から2月5日までの5日間とするのが適当であると決しました。

次に、1月30日、那覇市において、沖縄宮古郷友会連合会新年会並びに叙勲受賞祝賀会が開催され、参加し、郷友の皆様と懇親を深めました。

次に、本日2月1日付で、自民党会派代表下地明議員より会派代表の変更届が提出されましたので、ご報告申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

◎議長（友利恵一君）

この際、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において新城啓世君と山里雅彦君の両名を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日2月1日から2月5日までの5日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日2月1日から2月5日までの5日間とすることに決しました。

なお、議事の都合により2月4日は休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては、お手元にお配りした会議日程計画表のとおりでありますので、ご了承願います。

これより日程第3、意見書案第1号、道路特定財源の暫定税率の延長を求める意見書を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎経済工務委員会委員長（池間 豊君）

意見書案第1号、道路特定財源の暫定税率の延長を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出致します。平成20年2月1日、宮古島市議会議長、友利恵一殿。経済工務委員会委員長、池間豊。

文案を読み上げて説明にかえさせていただきます。

道路特定財源の暫定税率の延長を求める意見書（案）

地方（離島）において道路は、生活面において重用な役割を果たし、移動のすべてを自動車に依存しているのが現状である。

しかし、主要な幹線道路を含め通勤、通学、防災対策など、また少子高齢化が進行する現在、緊急医療などを含む市民生活に密着した道路整備においては、いまだ十分な対策が講じられていない。とりわけ台風襲来の多い本市においては、現在工事中の電線地中化の整備及び伊良部架橋の早期完成が市民総意の願いである。

また、整備された道路の維持管理に要する維持補修費の増は目に見えており、一般財源の乏しい地方自治体においては、道路特定財源の配分割合を高めることが求められている。

真の地方分権を確立する観点からも、格差社会を無くし、豊かな市民生活と郷土の発展につながる基盤の確保に努め、安心して暮らせる地方（離島）の実現を図る上で、道路整備は極めて重要である。

よって、下記の事項について特段の配慮がなされるよう要請する。

記

1. 道路特定財源の暫定税率を延長し、道路整備の安定的かつ確実な財源確保を図るとともに、道路特定財源の地方への配分割合を高めること。
2. 沖縄県をはじめとする地方（離島）が必要とする道路整備については、「道路整備の中期的な計画」に確実に盛り込み、道路整備が遅れることのないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年2月1日

沖縄県宮古島市議会

あて先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、総務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、経済財政政策担当大臣。

以上報告いたします。

◎議長（友利恵一君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎上里 樹君

ただいま提案されました道路特定財源の暫定税率の延長を求める意見書についてですけども、今度の暫定税率の延長問題、国会を揺るがす大問題になっています。それだけにこれからの財政、これをどう使っていくかというその立場に立った場合に、この問題をどういう方向に進めたらいいのか、これは熱心な討論が必要だと思うんですね。それで、私は道路特定財源、これの財源については、社会保障、教育、医療、福祉分野にも使えるようにということで、その立場から議会のたびごとに異を唱えてまいりました。それで、お伺いしますけども、1953年にこれができた、国道とか、県道とか、これが舗装率がですね、5%程度だったということから、この道路特定財源できたんですけども、今道路の整備率、それをどのように受けとめていらっしゃるのか。まだまだ道路特定財源を堅持して、暫定で税率を維持して道路を通す、そういう整備が遅れている状況にあるのかということをお伺いいたします。それ1点。

◎経済工務委員会委員長（池間 豊君）

これまでいろんな陳情要請のある中で、今回の意見書案に関しては結構な議論をいたしました。ただ、その道路の整備率という問題に関しては、詳しくそのパーセントまでは議論はなされておられません。確かに宮古は各都道府県の中でも割とされているんじゃないかなという程度の話は出ましたけども、それ以上の詳しい話は出ませんでした。

◎上里 樹君

パーセンテージを踏まえていないとおっしゃいますけども、現在全国的な道路整備率92%だということですね。その傍ら今燃料の高騰で多くの国民、暮らしの分野で、そして事業経営、企業、もうほとんどの業種が今苦しめられています。それだけでもとらえてみてもですね、いわゆる10年間の道路特定財源が総額で68兆円とか59兆円とか言われています。

（「討論でやって」の声あり）

◎上里 樹君

そういう中でこれだけの金を引き続き道路だけに投入する財源としてこれを進めていくのか、その社会保障や福祉の分野、これにも回すべきだと思いますけども、いかがお考えでしょうか。

（「議長、少し指摘したほうがいいんじゃないですか」
の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時14分）

再開します。

（再開＝午前10時14分）

◎上里 樹君

それでは、視点を変えます。

いわゆるこの意見書の中には、前段で通学路、防災対策、通勤、それから少子高齢化が進んでいる中で緊急医療、それに対応するために、市民生活に密着した道路整備に必要だと。しかし、今一番遅れているのがこの分野なんですよ。ですから、今道路特定財源が本当に引き続き59兆円対応されて、宮古でやっていくだけの財源、それに振り向けていくために一般財源化が必要だと私は考えますけども、いかがお考えですか。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

教えてください。

◎経済工務委員会委員長(池間 豊君)

答弁しますから、休憩少し待ってください。

今樹議員の質問にはですね、確かにそういう通学路、あるいは防災対策という細かい点の部分の議論もありました。ただ、また地方の財政、そういった部分なんかも加味して、トータルの分の中でどうしても意見書は必要じゃないかなというふうな委員会の意見になりましたので、そのとおり報告いたします。

(議員の声あり)

◎亀濱玲子君

委員長にいいですか。

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

委員長が答えやすいように視点を変えてやってくださいよ。

(「休憩を求めている議員がいるのに何で休憩しない」
の声あり)

◎議長(友利恵一君)

指名したんだから。

◎亀濱玲子君

委員長に質問いたします。

(議員の声あり)

◎亀濱玲子君

私は、議長の指名を受けましたので、質問をしていいですか。

◎議長(友利恵一君)

はい、質問してください。

◎亀濱玲子君

今度道路特定財源に関する意見書が臨時議会に出ておりますけれども、それが少しいびつな感じがしますけれども、12月議会にその意見書提出は出たと思うんですけど、これがここに来てなぜ臨時議会で、どのような経緯を持って取り上げて、上程されたのかをお答えください。

(「少し話を変えてもう一度整理して」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

委員長が答弁しにくいと言っていますので、答弁引き出せるように。

◎亀濱玲子君

12月の議会に「道路特定財源の暫定税率の延長を求める意見書」の採択について、という陳情書が上程され、採択されているわけですね、委員会でもね。それがそのときに意見書出ていないんですけども、臨時議会として出されています。臨時議会は、基本的には急施案件が出るというふうに私は認識いたしておりますけど、ここに来て意見書のみが出てきていますよね、臨時議会に。それは、どういう経緯を持って委員会に付託されて、それについては委員会の中では意見は出なかったのかということについてお答えください。

(議員の声あり)

◎経済工務委員会委員長(池間 豊君)

ただいまの質疑に対しては、確かに12月議会では延長に対する陳情書は採択をいたしましたけれども、意見書に関しての審議をいたさなかったんです。これは、地方六団体も要請して通っていますし、そういった中で延長の分だけで十二分かなというような委員会の雰囲気がありました。ただ、もう一回今回出たということに関しては、沖縄県内の各自治体のかなりの議会で意見書もやって通しているということで、具体的な内容もいろいろ担当のほうから見させてもらって、じゃそれでは再度委員会を開く必要があるかなということで今回の委員会を開催しました。

(「議長、休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午前10時20分)

再開いたします。

(再開＝午前10時21分)

ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて質疑を終結いたします。

委員会提出の議案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会に付託しないことになっております。したがって、直ちに処理いたしたいと思っております。

これより討論に入ります。討論があれば発言を許します。

(「休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午前10時22分)

再開いたします。

(再開＝午前10時28分)

討論があれば発言を許します。

◎上里 樹君

私は、ただいまの意見書案、道路特定財源の暫定税率の延長を求める意見書、これに反対する立場から討論いたします。

私は、今景気が悪化する中で、相次ぐまた医療やその他の分野、ガソリンの高騰等で負担増を余儀なくされている今の国民の生活の実態を見ればですね、暫定税率を維持して、さらにそれを59兆円、最低額見積もってもですね、それを引き続き道路にだけ使うという、そういう財源の使い方は私は間違っていると思います。もちろん学道、それから生活関連道路、そういった必要な道路の整備は国と相談をしてきちんとしていく、それが筋だと思います。特に沖縄県内におきまして、新聞報道によりますと、大きな打撃を受けると。大幅に財政が削減されるということで危機感を持っている市民もいらっしゃいます。しかし、沖縄の特別措置、これは復帰が遅れた、そのことによって無条件にインフラの整備を進めるという政府の沖縄に対する特別措置であります。ですから、必要な道路の整備は一般財源でも十分にできる、そういう立場から、さらに今の国民の生活を圧迫しているガソリンの高騰、そういうところを勘案しましても、この暫定税率の延長、これは認められない、そういう立場から反対いたします。

◎嘉手納 学君

私は、この道路特定財源の暫定税率の延長を求める意見書において賛成討論したいと思います。

国、そして世界において、今いろんな財政問題が取り上げられている中でですね、我々宮古島市ももちろんその財政の圧迫というのがあります。しかしながら、高度成長期において国の特に大都市と言われる部分で都市機能を豊かにするために道路整備、そしていろんな整備がされてきたと私は思っております。そういう中で今同じような形で地方でもですね、税金を道路特定財源で約25円の上乗せで支払ってきた現状で、今私は国全体を考えるにしても、やっぱり宮古島市の議会において宮古島市の視点から考えていけば、特に私は伊良部出身であります、伊良部架橋の問題というのは、特に台風時期、今の冬の時期に、人が倒れて船が出ない、みすみす死ぬのを待つというのを経験してきています。そういう中でこの架橋ができなければ、我々島の、島民の人間というのは、三十何年間の要請をしてきました。自分の身内やその周りでそういうのをみすみす、橋があれば、この道があればという思いで一生懸命要請してきました。そういうのが今ストップされたら15年、20年かかるだろうと言われております。

そしてまた、地中化の問題にしても、宮古島市の経済的な見地から考えていけば、相当大きな問題になるんじゃないかなというふうに思いますので、やはり車を持っている燃料、私が計算すると25円、軽自動車であれば約1万8,000円ぐらいの負担になりますけれども、これは持っている車の車種によっていろいろ違います。ただ、私はそういうものを今大都市が機能を備えた中で、地方に今まさに目を当てるべき時期に入ってきた中でですね、ストップするというの、これは私にとっては許せないというふうに思っておりますので、これから地方にこの財源を充てて活用すべきであるというふうに思いますので、この意見書に対して賛成いたします。

◎議長（友利恵一君）

ほかにございませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第1号を挙手により採決いたします。

(「議長、ちょっと休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩します。

(休憩=午前10時33分)

再開いたします。

(再開=午前10時34分)

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長(友利恵一君)

挙手多数であります。

よって、本件は可決されました。

次に、日程第4、議案第1号から日程第9、議案第6号までの6件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長(伊志嶺 亮君)

平成20年第1回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案1件、議決議案5件の計6件であります。

最初に、議案第1号、宮古島市水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。今回の補正は、4億2,275万8,000円の補正増であります。その収入、支出を説明いたします。収入、支出とも公営企業借換債に伴う補正増であります。

以上で平成19年度宮古島市水道事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。

議案第2号、宮古島市城辺地域密着型介護事業所指定管理者の指定について、宮古島市城辺地域密着型介護事業所の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第3号、宮古島市伊良部地域密着型介護事業所指定管理者の指定について、宮古島市伊良部地域密着型介護事業所の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第4号、訴えの提起について、長期滞納のため、平成19年12月12日付で平良簡易裁判所へ仮執行宣言の申し立てをしたが、債務者から異議申し立てがあり、それにより通常訴訟に移行することから、地方自治法第96条第1項第12号の規定により本案を提出します。

議案第5号、土地の取得について、パイナガマ公園用地に係る土地の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により本案を提出します。

議案第6号、土地取得の追認議決を求めることについて、パイナガマ公園用地として平成19年1月20日に土地売買契約を締結したことについて、契約締結日にさかのぼって有効に成立させるため、議会の議決

に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、追認の議決を必要とするため、本案を提出します。

以上今回提出しました議案についてご説明申し上げました。慎重なご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎議長（友利恵一君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

◎下地 明君

質問を行いたいと思います。

議案第2号、宮古島市城辺地域密着型介護事業所指定管理者の指定についてと、同じく第3号、宮古島市伊良部地域密着型介護事業所指定管理者の指定について、次に第5号の土地の取得について、次に議案第6号、土地取得の追認議決を求めることについての4件について質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、宮古島市城辺地域密着型介護事業所指定管理者の指定についてでございますけれども、これは城辺の場合は、宮古島市社会福祉協議会が指定管理を受けることになっておりますが、今の運営に当たってですね、宮古島市社会福祉協議会城辺支所の職員で、現在の職員からそのままここに担当を行かすかと思っておりますけれども、新年度の収支、予算書を見た場合には、また増員の方向になっております。そういうことで増員する計画になっておりますので、その増員した場合には、新たに職員の採用となるのか。また、最初少人数でスタートしたのを、それとも新たにまた宮古島市社会福祉協議会の中からこっちに職員を回す予定なのか。

その件と、次に宮古島市伊良部地域密着型介護事業所指定管理者の指定についてでございますけれども、なぜ宮古島市社会福祉協議会城辺支所が事業を行いたいというふうに申請をやっているにもかかわらず、宮古島市社会福祉協議会伊良部支所は手を挙げなかったかどうか。そういうことで、宮城和子さんという方になっておりますけれども、なぜ宮古島市社会福祉協議会城辺支所は手を挙げて実際に申請したのに、宮古島市社会福祉協議会伊良部支所はしなかったのかどうか。

そのことの理由についてと、次に土地の取得についてでありますけれども、これは私ども以前にも現在の宮古島市の大変厳しい財務状況にあっては、こういう事業は縮小すべきじゃないかと議会にも取り上げてまいりました。川平さんという、ほか12件の名で取得の明細出ておりますけれども、何と価格がですね、山林とか保安林が平米で3万8,000円もするということは、非常に考えられない単価である、私はそう思っております。城辺は田舎と言われたらしようがないけれども、去った去年の臨時会においては、あの日本百景の一つでもある東平安名崎は坪3,000円ちょっとで向こうは売買した。売る場合には安く、買う場合にはべらぼうな値段です。しかも、公園というのはつくればいいんじゃないかと、これまでつくってある公園ですら管理できない状況下にあって、こういうふうな多額な金額を出して、また公園整備が必要かどうか。余りにも土地の金額が高い。また、この場合は公園についてでございますが、余りにも高いということでもあります。なぜそんなに高額な金額出してまで土地を購入して公園整備をしなきゃならないのか。

この件についてと、土地取得の追認議決を求めることについては、この件については、12月議会では

いろと議論は尽くしてきておりまして、このことによって市長の不信任の動議等にも至った経緯があるんじゃないかな、このように私は認識しております。そういったことでまた追認という議決を求めてきておりますけれども、市長はただお願いしますと、こういうふうな状況では余りにも議会を無視しているんじゃないかと思っておりますので、この件について市長ですね、しっかりと議会に対して市長としてのはっきり言って責任と申しますか、そういったこと等をお示し願いたいと思います。

以上、聞いてから再質問したいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

議案第6号についてお答えいたします。

前回は、まだ職員の懲戒処分に対する答申も受けておりませんでした。この処分もしておりませんでしたけれども、このたび職員の処分もやりましたので、改めて議会に追認をお願いした次第でございます。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、宮古島市社会福祉協議会の職員の件でありますけれども、宮古島市城辺地域密着型介護事業所の運営につきましては、宮古島市社会福祉協議会城辺支所に配置されている職員、ケアマネジャー1人、それからヘルパー3人、計4名でスタートするというふうに聞いております。利用人員が増えていけば、当然基準に照らしてですね、職員の採用もあり得るということになろうかと思っております。これは、宮古島市社会福祉協議会の考えで採用するわけですから、今のところはそういったことになろうかというふうに思っております。

また、伊良部地域でなぜ宮古島市社会福祉協議会ではなくてNPO法人かということでもありますけれども、現在宮古島市社会福祉協議会伊良部支所に勤務するヘルパーは17名であります。デイサービス、訪問介護、入浴サービスの3つの事業の指定を受けており、兼務等で介護事業所指定の人員基準を満たしている状況であります。今後もそういった指定を受けている事業の継続をしていくということでもあります、17人のうち正規の職員が10名であります。現在実施している事業で職員業務がいっぱいであるというふうなこともあろうかと思っておりますが、現在のところは介護長寿課、あるいは宮古島市社会福祉協議会といたしましても、伊良部地域での地域密着型介護事業所の指定を宮古島市社会福祉協議会伊良部支所のほうに指定管理をしていくという考えは持っておりません。

また、宮古島市社会福祉協議会全体の専任のケアマネジャーは7名おりますけれども、利用者が265名ほどおりまして、法でいう1人当たりのケアマネジャーが担当する件数というのが35件程度というふうなことからしますと、城辺、あるいは上野地域では支所長がケアマネジャーのそういった資格を有しているというふうなことから、支所長もその地域においては実際にその事業を担当して、今実施をしている状況であります。しかしながら、そういった状況を考えた場合に、本来社会福祉協議会が目的とする地域福祉事業がややもするとおろそかになるというふうな危険性もありまして、望ましい形で今事業が実施されているというふうには必ずしも言えないということでもありますから、宮古島市社会福祉協議会においては今年度末でその資格を取得するというふうな職員を今育てているという状況で、2人が資格を取得する見込みとなっておりますので、今後は支所長の兼務の状態を解いて、あるべき姿に戻していこうというふうに考えているということでもあります。

地域密着型介護事業所においては、議員もご承知のとおり、専任のケアマネジャーの配置が必要であり

ますけれども、現在のところはケアマネジャーの数が不足をしているということでもあります。したがって、今後については、今提案していることは、5年間の指定管理を提案をいたしておりますけれども、今後については、その経過、5年後に宮古島市社会福祉協議会伊良部支所の体力と申しますか、指定を受ける状況にあれば、そのときに考えていきたいというふうに考えております。

◎建設部長（平良富男君）

パイナガマ公園の土地取得の件ですけど、12月議会でも平成19年度の取得については可決してもらいました。そして、今回の提案ですけど、その後仮契約できましたので、また議会の議決が必要ということになっていますので、提案しております。

それから、保安林の単価の決定の仕方なんですけど、不動産鑑定士の評価によってですね、まず単価は決定しております。同じ保安林でもですね、保安林の中に地目が山林とか、いろいろ用途があります。その用途の中で宅地見込みとして評価した場合、山林ながら、少し手を加えることによって即宅地に使える、そういう場合は評価の仕方が違います。もう一つ、同じ保安林でありながら、現況が岩盤地であったり、それから雑木が生え、もうもうと茂っていた林、林地というんですけど、こういうふうにされた場合はまた評価の方法が違うそうです。それで、取引事例の比較法によって価格を決定してですね、単価は決定しています。

◎下地 明君

再質問を行いたいと思います。

城辺の地域密着型介護事業については、当初は4名から一応は8名というふうな予定になっておりまして、利用者が増えれば、職員も増やして、採用をやっていくというふうなことでありまして、宮古島市社会福祉協議会のことです。向こうの宮古島市社会福祉協議会さんの人事の範疇であると思いますので、そういった面は人事のことはいいといたしまして、非常にこれは名のとおり地域密着型介護事業、本当にすばらしい、事業が100分の100の補助であるということも非常に私はすばらしい事業であると、担当の方に敬意を表したいと思います。高齢化がどんどん進むわけですので、こういうふうな、しかも事業に対して100分の100の補助というふうなことは、これはもうまれな事業でもありますし、非常にいいことですので、この運営については、城辺の、非常に私はいいんじゃないかなと思います。

ただ、伊良部についてですね、なぜ、城辺は社会福祉協議会でやるというのに伊良部はできないか。今はケアマネジャーの数が少ないからと部長はおっしゃっておりますけども、実はですね、この申請書が出ている宮城和子さんですか、この人は本籍も沖縄本島なんですけども、本籍も。沖縄本島の方でありまして、もちろん住民票は宮古島市にももちろんなっておりますけれども、現在もすこやかという訪問介護の事業所を営んでいるようですね。まず、これも確認したいと思います。

そういったことからして、非常に大々的に事業なされている人で、こういった介護関係についてのノウハウは称賛するものがあるとは思いますが、ただ私が疑問に思うのはですね、この法人の成立の年月日もこれにあるとおり、平成19年の5月30日にもう既に特定非営利活動法人和みの里は去年の5月30日に既に立ち上げて、大分前からいわば市のほうから指定を受けているような、何かそういうふうな感じすらするんですよ。そういったことで私が思うに、さっきの部長の答弁の中にも、宮古島市社会福祉協議会がそういったのを1つやった場合には、この運営についてちょっとおろそかな面が出てきはしないかとい

うことで、こういうふうな新たな方で運営したほうがいいんじゃないかというふうなことと、今さっきの答弁で部長申し上げておりましたけれども、この宮城和子さんという方は大々的にすこやかという介護事業所を運営しているということでもありますので、代表者は理事長ですから、法人の代表者はその業務を総理すると、こういうふうにして申請の中にもあるわけでございますので、すこやかというところを営しながら、こっちのまた理事長もやることになっているんですね。こういうふうに出ているわけ。これは、総理するということは、新しく地域密着型介護事業所の指定管理を受けた場合には、そこに常駐をしておいて事務管理をすることが総理という意味だと私は受けとめているんですよ。事務の統括をすることが。部長が今さっきおっしゃっていた「おろそかに」というふうな言葉に私はひっかかっておりますけれども、こういうふうになぜ現在もやっている方になぜまた、代表者さえ違ったらいたし方ないとして、現在別の事業をやっている、別といっても同じ介護でありますけれども、介護事業所すこやかを営んでいる代表者を、また同じ和みの里の代表者でもって申請したのに、これに指定しようとしているのかどうか。ケアマネジャーの数が少ないと言われたらそれまでかもしれませんが、その対応の仕方によってはですね、大いにケアマネジャーの数は確保できたと私は思っております。

宮古島市社会福祉協議会は5支所ですか、あるわけでございますので、さっきの部長の答弁には今7人いまして、お二人はまた取得するような話をやっております、ケアマネジャーが一定の研修を受ければ、これはこういった経営はできることになっているんですよ。したがって、研修だけか、場合によっては認定試験があるかもしれんけれども、ケアマネジャーの資格さえあれば、一定の研修さえしておいたら、こういった介護管理の申請することできるんですよ。多分私はそうだと思いますので、そういうことで、もし社協がやるにして、本当に地域のことを思って市民に公平、公正な市長の公約どおりできれば、この1本だけに重きを置かずに、また別の2人もこういった事業することによって、またより充実したサービスもできるんじゃないか、私は思うので、このように質問をいたしているわけでございますので、この人が全然悪いというふうなことじゃなくて、なぜこういうふうにして別にやっているのにまたこの人をあえて、去年の5月30日からこれをもう準備をやってさせたのか、その辺をお聞きしたい。

それとですね、土地の取得については、部長の答弁、もちろん去年の12月から同じような答弁になっておるわけでございますが、先程申し上げたとおりでありますけれども、大変厳しい財政状況にあつてですね、公園事業が縮小できないのか。もちろん合併以前からの計画でありますというふうなことで、これまでも申し上げてきておりますけれども、市の財政状況を踏まえて国や県にそれなりの事情説明やれば事業は縮小できるんじゃないかなと私は思うんです。事業の縮小を私は以前にも議会にも取り上げた覚えがありますし、事業の縮小何でできないか。なぜといたら公園をつくった荷川取公園のあたりも行って見られていると思いますけれども、公園というのはああいう事業かということで、市民からしたら公園は必要ないと、また若者のたまり場でしかないというふうなことしか言葉は返ってきません。そういったことからして、あえて再答弁は求めませんが、私は余りにも土地の評価が高いし、また事業は縮小するべきだと思うわけでございます。

それから、次の件については、市長はもう12月議会にも一応は答弁したとおりのような答弁でありますけど、私が市長に申し上げたいのは、議会の議決を得ないでやった行為に対して、また追認ということになってきておりますので、市長が何にもなくてですね、または、どうぞ議会によろしく願います、

これでは議会は納得しません。もちろん私は納得いたしません。そういったことですね、市長は何らかのですね、責任の所在の表明と申しますか、そういったことを私はお願いしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

もちろん事務処理上不手際があったわけですから、市長の私の責任は免れません。前議会でも申し上げましたとおり、私は自分で責任をとりたいと考えております。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、すこやかという事業所も管理しながら和みの里、いわゆる地域密着型介護事業所の運営もするのかということですが、報告を受けておりますのは、すこやかの管理者は宮城さんから理事である1人の方に譲ると。宮城さんについては、和みの里の専任でその運営に当たるといふうなことを聞いております。また、小規模多機能型居宅介護の指定を受ける要件は介護保険法に定められておりますけれども、要件といいますのは、その事業所にケアマネジャー、看護師、あるいはヘルパー等人員の基準を満たしているというふうなのが条件になっておりまして、それから3年以上の認知症などの介護に従事した実務経験を有する者であるということ、それから厚生労働大臣の定める研修を受けているというふうな者などが指定の要件ということになっておりまして、伊良部地域におきましてはですね、和みの里以外にそういった基準を満たしている事業所がないというふうなこと、それからケアマネジャーの数が少ないということを上げましたがけれども、7名おりましてですね、これは宮古島市社会福祉協議会全部で7名おりますけれども、いわゆるケアマネジャー1人で35名が大体の目安ということで、宮古島市では265名が今そういった利用者があるというふうなことで不足を実際のところはしているというふうなことなどがあって、伊良部支所のほうからもそういった申し出がなかったということが和みの里を指定した理由であります。

◎下地 明君

伊良部支所はですね、なぜ社会福祉協議会が手を挙げなかったかということに対しては、私は城辺支所が手を挙げたのに伊良部支所は挙げなかったということについて非常に不可解な面があったので、一応あえてそのような質問やりましたけれども、なぜと申しますと、今裁判闘争になっていると思うんですけども、合併前の話、組織でありますんで、まだ古くない裁判闘争でありますので、なぜ旧伊良部町福祉協議会はですね、全国に例がない、ヘルパーを8名も本採用してあると。これを合併前に聞いて、あれっという気があったんです。そういうふうな職員体制である社会福祉協議会でありながら、なぜ城辺支所は自分で手を挙げているのに手を挙げなかったと、一番私はそこを疑問に思っているんですよ。職員の数も確かに今でも多いと思うんですけど、はっきりわからないですけど。そういったことで非常に、社会福祉協議会がありますので、行政とは別の福祉ですけども、やっぱり宮古島市から1億近い助成は出しておりますので、それなりにですね、社会福祉協議会に対する目も市長も配って、いろんな指摘などはやる必要があるんじゃないかなと思うわけでございます。この件については以上です。

それとですね、市長にもう一度お聞きしたいと思います、責任は一応はとりたいというふうな今ははっきりしたお答えであったと思うんですよ。責任というのはどういった責任なのか。済みませんでしたと、お許しくださいというふうなおわびしての責任もあるだろうし、場合によっては、本当に申しわけございません、やめるといふような責任のとり方もあるだろうし、またいろんな責任のとり方あると思うんですよ。とりますだけの答弁では私は納得できませんけど、一応は何らかの、どういうふうな、ぎりぎりの責

任のとり方についての市長の答弁をお願いしたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

議員もご承知のとおり、これまで宮古島市は職員のいろんな不手際がありました。ですから、市民が納得するような、そういう形の責任のとり方をしたいと思っております。

◎池間雅昭君

議案第5号と議案第6号について質疑をいたしたいと思います。

まず、議案の差しかえですけれども、何遍注意してもだめですね、市長。毎回、毎回議案の差しかえ。恥ずかしいと思いませんか、市長。

議案第5号は土地の取得についてでありますね。宮古島市長の印鑑、これはだれが押印なされたんですかね。いつ、だれが、宮古島市長の印鑑は押されたんでしょうか。それと、いわゆる追認の議案として出されております印鑑ですね、印鑑の種類が違います。これについてもいつ、だれが押印をしたのか、これをお答え願いたい。

それとですね、いわゆる議案第6号については、起案書の提出を求めます。ご承知のとおり、土地の取得、処分は、市長の担当事務であります。したがって、これまでの契約書についてもですね、この仮契約書のように宮古島市長印が押されるんですけども、このいわゆる追認の議案の印鑑が違うのはなぜか。も含めてね、お答え願いたいんですが、その起案書ですね、これをぜひとも出していただきたいし、それからもう一点、議案が差しかえられましたね、2件につきまして。差しかえ前のほかの議案には、この写しは原本と相違ないことを認証するというふうになっています。ところが、皆さんの差しかえた議案書にはこれがありません。これ原本と相違があるから、これやっていないんですか。いわゆる32ページと58ページの差しかえた契約書にはですね、原本と相違ないことを認証するという印がないんですよ。この写しは原本と相違ないことを認証すると、伊志嶺亮で宮古島市長印、建設部専用とありますね。これこの印鑑でよろしいんですか。この印鑑だれが押したんですか。まず、そのような件についてご説明を願います。ぜひ起案書もですね、提出をしていただきたい。

◎建設部長（平良富男君）

市長印の公印の使用についてですけど、公印規則の中ではですね、建設部用の市長の印があります。そして、この中で一般文書という形で公印の使用が認められております。そして、先程資料の中でですね、証明の部分、これは県に実績報告書の中で出した契約書でございます。それで、差しかえがなかった部分ですね、原本の写しが、原本をコピーしたものが、県に出した書類じゃない部分の資料でございます。それと、これは新しい平成19年のものについてはですね、今各部で使われる公印も利用できますよということですけど、今総務部長のほうから申し合わせ事項で、市長決裁、助役決裁、副市長決裁ですね、総務課で押印したほうが良いという、チェック機能をするため、そういう取り組みをしていますので、平成19年からはですね、そういう取り扱いをしています。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時13分）

再開いたします。

(再開＝午前11時16分)

◎池間雅昭君

部長ね、皆さんは、じゃ県のほうに送ったのはですよ、又吉さんのものですけども、県には市長印のないもの送ったんですか。いわゆる平成19年1月20日契約の契約書には印鑑が押されていないですよ。それで、皆さんは差しかえたわけです。そして、今の部長のご説明では、県に送ったもののコピーではないから、いわゆる原本と相違ないことを認証するという印がないというお答えですよ。そうしますと、皆さん方は市長印のないものを県に送ったことになるわけですね。そうなるわけですよ。これは、契約は無効じゃないですか、そうなると。いわゆる市長印がない契約書が有効ですか。これが2件あるわけよ。58ページの名城さん、この方の契約書にも市長印がないということで皆さんは差しかえてあるわけですよ。同じようにこれも、今の部長の説明であるならば、県に送付してあるから、この県に送付した原本と違うから、この認証の印がないということであるならば、皆さんは同じように市長の印鑑がない契約書を送ったわけですね。これは、私は無効だと思うんですが、この契約書は、そうなると。

それと、もう一度お伺いします。ちょっと理解できない部分がある。一方ではこういうふうな宮古島市長の印鑑が押されました。これは、市長の決裁において押すと思うんですが、市長の決裁要らないんですか。土地の取得、処分についての契約書には市長の決裁は要らないんですか。勝手に押したと言っているでしょう、皆さんは。勝手に押していいと。それと、平成19年の契約書の市長印の相違、なぜ一方では建設部専用、一方ではそれが内部の印鑑を使ったらこれが使えたのかご説明願います。

◎建設部長（平良富男君）

追認の公印については、建設部内にある都市計画課で管理している公印を使用しております。公印の規則からしても、まずこれが有効であるということになっております。そして、県に出した書類の中ですね、コピーした部分で公印が押されていないのがありました。しかし、原議を見るとですね、原議に一件書類として公印が押されております、原議の中には。原本ですね。失礼しました。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午前11時21分)

再開いたします。

(再開＝午前11時22分)

◎建設部長（平良富男君）

追認のものについてはですね、建設部にある公印を使用しました。そして、その後ですね、申し合わせ事項で市長決裁、副市長決裁については、総務課の印鑑を使用したほうがいいと、統一したほうがいいということになっていますので、議案第5号については、市長までの決裁の総務課にある市長印で押印をしております。

(「議長、ちょっと休憩お願いします」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午前11時23分)

再開いたします。

(再開＝午前11時24分)

◎建設部長（平良富男君）

総務財政委員会の資料でも配付してありますけど、決裁事項の部分についてのものは出ております。1件につき、500万円超えないという形で、副市長までの決裁をやっております。

◎池間雅昭君

この公印においてはですね、なぜ問題になったんですか。1件1件なら足りなくても、公園用地として同じ目的でやる場合にはトータルしてやると。皆さんは、1件1件の額が足りないということで、議会の議決に付さなかったでしょう。それが問題になったじゃないですか。1件1件は500万円以下であっても、トータルしたら1億4,000万円だから、議会の議決に付すべきだということで問題となったんじゃないんですか。だから、この契約書は副市長の決裁の範囲内じゃないんですよ。この契約書すべてね、一括したら1億4,000万円でしょう。これが問題になったんじゃないですか。何で副市長の決裁できるんですか、それが。この契約書は無効ですよ、それだったら。トータルして面積も金額も議会の議決に付さなければならぬと問題になっているんじゃないですか。今もまだかけないですよ、皆さんは。市長、いかがですか。これは、1億4,000万円の金額、5,000平米以上、これは副市長の決裁の範囲内ですか。これは、質疑にも値しませんよ。また、無効の提出じゃないですか、これは。

終わります。とんでもない、本当に。何でこれが副市長決裁できるか。

◎新城啓世君

本来ならば最初にお聞きしたかったんですけども、本日の意見書案はともかくとしまして、第1号から第5号までの議案がですね、なぜ臨時議会の急施案件として上程されたのか、これについてまずお聞きしたいと思います。

◎水道局次長（砂川定之君）

議案第1号ですけども、この借りかえがですね、3月の中旬までに完了しなければならないということになっていますので、本会議では間に合わないのかなということでの今議会での提案でございます。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

当初ですね、城辺、伊良部とも新年度の開所を予定をいたしておりましたけれども、12月の末で工事もすべて完了いたしまして、また地域からですね、住民の要望が非常に強いと、早目に開所してもらいたいというふうな要望などがございまして、急遽市民の需要にこたえるためにも、当初の4月開所予定を繰り上げて開所したほうがよろしいということで臨時議会に上程をしたということであります。

◎建設部長（平良富男君）

第5号については、12月議会で仮契約した建物、これができましたので、臨時議会があるということで提案したわけです。また、登記関係も含めて早く処理したほうが、事務については早くできるということ。それから、第6号については、やはり……

(「5号まで」の声あり)

◎建設部長（平良富男君）

第5号、第6号については、やはり議会の議決を得ていない部分がありますので、お願いしたいということですが。

(「4号」の声あり)

◎建設部長(平良富男君)

訴えの提起についてはですね、2月の7日か8日にですね、和解が出てきているんですよ。訴えの提起については、従来ですと、異議がなければすぐ裁判所書記官でもって給与の差し押さえはできるそうです。しかし、異議が出た時点で本訴訟の裁判になっていくという手続になっていますので、議会の議決が必要だということで提案いたしました。

◎新城啓世君

第2号、第3号、第5号、第6号については、3月議会はすぐあるわけですから、そんな急ぐ必要ないと思いますけども、出てしまったからには当然これは審議の対象になるんでしょうけども、そこでお伺いしたいと思います。まず、パイナガマ都市公園用地の追認問題に関してなんですけども、みずからの責任も明確にしないまま、議会に追認を求めることの正当性についての説明を市長にさせていただきたいと思います。

それから、土地購入、取得、これもなぜそんなに急ぐのかと思うんですけども、3,489万6,000円の原資は何か、どこから出すのか、支出できる根拠ですね、この説明もお願いします。

よろしくお願いします。

◎市長(伊志嶺 亮君)

追認の件でございますけども、他の市等の似たような案件につきまして、職員の処分をしてから市長が責任をとるという形がこれまで行われておりますので、宮古島市も職員の処分もいたしましたので、私の責任について今回お諮りして追認をいただくということでございます。

◎建設部長(平良富男君)

平成19年度の用地についてですけど、工事費からの流用でございます。当初はですね、工事費、用地費、それから事務費があります。当初予算では工事費が7,225万円、それから用地費が7,000万円、事務費が775万円ありました。その工事費から流用して用地費に……

(「休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午前11時35分)

再開します。

(再開＝午前11時35分)

◎市長(伊志嶺 亮君)

私は、市民が納得するだけの責任のとり方をとりたいと思っております。また、この案件につきましては、ぜひ議会の皆様のご理解を得まして、他の自治体でもそのような解決の方法をとっておりますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

◎新城啓世君

同じような例がありましてですね、東京に。職員を処分した。次は、市長がね、みずからの責任のとり方を表明したと、これは減給でしたけれども、条例案を提出すると同時に追認案件を出しているわけです。それが筋だと思うんですね。自分に対する責任のとり方も全く表明しない中で追認を求めるということは、これは議会に対する僕は非常に非礼なことだと思うんですね。そこで、再度お伺いしますけれども、追認についてですね、広辞苑という辞書にこう書いています。一たんなされた不完全な法律行為を後から確定的に有効にする一方的な行為と記してありますけれども、不完全な法律行為、法令違反ですね。不完全な法律行為を追認、つまりこれからこれを有効にらしめるための市長の議会に対する賠償、責任ですよ、これを今僕は求めていますけれども、どういった形でもって責任をとるのか、先程下地昭議員の質問に対しまして、市民が納得できる責任をとりたいと話されました。そこで、あえて聞きますけれども、市民はどのような責任のとり方を納得するか、これをお聞かせいただきたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

他の同様な案件の事例を見ましても、報酬のカットとか、あるいはカットしない場合もありますけれども、報酬のカット等で責任をとっております。ですから、私も市民が納得するだけの責任をそのような形でとりたいと思っております。

◎池間健榮君

第5号、第6号の議案に先程の答弁がありますので、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

決裁におけるですね、500万円以下は副市長で決裁すると、市長まではいかないということでありますけれども、一部、ページ数で言えば40ページ、63ページは500万円を超えております。この決裁についてはどう対応されたのか、この点についてお尋ねをします。

そして、今回追認を求めているものは平成18年度だけであります。いわゆる契約締結日にさかのぼって有効にするためには、平成9年度の7,234平米、2億6,858万2,000円の部分も議決されております。この点については、どういうふうな法的根拠を持ってこれが有効になり得るのか、この2点についてとりあえずお尋ねをいたします。

◎建設部長（平良富男君）

平成18年度の決裁の区分については、1件そういうのがありますので、不適當な決裁だと思います。

それから、平成18年度の追認のことによって、平成9年度のことですね、有効になるというふう聞いております。

（「有効になると聞いているから、その有効になるという法的根拠を示してくださいと僕言っているんですよ。どの法律かということですよ。どの法律にそういう有効になるかという」の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

そういう根拠法についてはまだ把握しておりません。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午前11時41分)

再開いたします。

(再開＝午前11時50分)

◎建設部長（平良富男君）

池間議員の平成18年度の件が議決された場合にさかのぼっての平成9年度の件ですけど、細かい法律上の第何十何条というのがちょっと今持っていませんので、調べてから報告したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「議長、休憩願います」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午前11時50分)

再開いたします。

(再開＝午前11時53分)

◎建設部長（平良富男君）

今の決裁の手續上を含めてですね、精査しまして、どういう形で、例えば今池間議員が意見言っているように、平成18年度の500万円超えている部分について市長の決裁もらってもう一度議会の議決を受けると、そういう手法ができるのであれば、そういう手續の方法をとっていきたいと思います。

(「議長、休憩願います」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

(休憩＝午前11時53分)

再開いたします。

(再開＝午前11時55分)

◎池間健榮君

事務手續上、財務規則上、市長の決裁されていない契約書をどう取り扱うかも含めて再度答弁を求めたいと思います。

それと、共有地の土地の売買契約について今回提案をされております。また、追認議案としても提案されております。要するにこの共有地の場合においては、地権者個人との契約、そういうふうになっております。立ち木補償の場合においては、組合長との契約でありますけれども、組合長のみでこの共有地の立ち木補償ができるという法的根拠を説明をお願いしたいと思います。立ち木補償については、原則として立ち木に関する法律に基づき、補償されるものだと認識をしております。社会通念上、一般的には土地の売買契約を締結する場合、この土地に定着するもの、いわゆる樹木の取り扱いをどうするかということ、これは民法上の問題でありますけれども、既に平成8年度に立ち木補償が1,678万9,000円で契約をされ、補償をされております。立ち木補償に関する、立ち木に関する法律のどの条文をもって補償されたのか。当然樹木の補償の場合においては、法律に基づくわけありますから、その1,600万円という樹木の補償の積算の算定基準、土地であれば鑑定評価であります。その樹木の1,600万円の算定根拠も示していただ

きたい。

(「休憩」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

ちょっと休憩いたします。

(休憩=午前11時58分)

再開いたします。

(再開=午前11時59分)

◎建設部長(平良富男君)

立ち木についてはですね、その共有地組合が植えた所有という形で補償してあります。そして、土地についてはですね、登記がみんな持ち分で登記されていますので、共有地組合としては組合の総意としてとって配分するの大変だから、各自の共有者とですね、契約してくださいということで、個人個人と当たって契約をしております。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩=午後零時00分)

再開いたします。

(再開=午後零時01分)

◎建設部長(平良富男君)

土地についてはですね、先程言っているように、登記されてははっきりしているわけです。例えば85名の共有で。けど、立ち木については、組合の所有物ですよということになって組合と契約をしております。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩=午後零時01分)

再開いたします。

(再開=午後零時02分)

◎建設部長(平良富男君)

その当時の樹木の算定根拠に基づいて木の補償は、補償基準算定基準書によって木の大きさとかによって算定して補償はされております。

◎池間健榮君

当時のだから木の大きさ、何十本なのか、その部分を答弁してくださいということでありますので、それを答弁してください。それは、立ち木に関する法律第1条、第2条、その他以外、どの部分を活用してやったのか、その点を再度お聞きをいたします。

次に、提案されている議案の交付申請、変更申請についてお尋ねをいたします。平成9年度交付申請及び決定通知書の中に、公園計画平面図、公園地籍図で、この整備計画公園内の中で平成7年以前整備済み

の箇所及び7年以前に用地買収済みの箇所が明記されております。この用買及び整備済み箇所の説明を求めます。

そして、この公園用地の中に財産区が所有している土地があります。財産区の認定についても説明を求めます。

交付申請時、平成9年の交付申請が今提案されている地盤と同一でありますから、お尋ねをいたしますけれども、この交付申請時の土地買収明細書と実施した地権者が共有地から個人に変更されております。その実績報告の提出と、その変更理由についてもお尋ねをいたします。

平成17年度交付申請及び決定書についてもお尋ねをいたします。平成17年度補助金交付申請書における土地買収、いわゆる地番でございますけれども、下里アマヒサ368番地の1を買収し、多目的広場の実施設計、用地買収を申請してあります。そして、その交付決定を受けて、交付決定変更申請書においては、経費の配分変更、いわゆる用地補償費の減額ということでもありますけれども、減額どころか全く違う土地の買収がされております。この平成17年度の変更申請についても、今の用地の説明を求めます。

そして、今追認を求める平成18年度の同じように交付申請及び変更申請、同じく平成18年度の補助事業箇所別表の土地買収明細書の中で、同じ下里アマヒサ368番地の1を駐車場、便所、シャワー室として整備するということで申請決定がされております。これは、この368番地の1は全く別の場所でありますけれども、この申請についても説明を求めます。

そして、また経費の配分ということで、下里アマヒサ368番地の1、いわゆるトイレ、シャワー室、駐車場、この箇所は整備されたのかどうなったのか、これについても答弁を求めます。

手書きでありますけれども、コピーして渡したいと思います。

◎建設部長（平良富男君）

今池間議員から質問がありました点については、事務的な部分ですので、今答弁することは非常に困難であります。できましたら文書をお願いしたいと思います。

それから、基本的には申請時と、それから実績とは違いが出てきます。先程池間議員が言っていたように、どこどこを買うと申請して実績においては違っているんじゃないかという質問がありましたので、まず申請時の場所とそれから実績の変更というのはあります。

じゃ、先程の文書について一つずつ点検、チェックしていきたいと思いますから、よろしく願います。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後零時10分）

再開いたします。

（再開＝午後零時10分）

◎建設部長（平良富男君）

先程答弁しましたように、今こういう細かい事務的な部分までは、まだ私の答弁の頭の中に入っていないので、どういう形がよろしいかちょっと検討して……

（議員の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

午後からではまずいですかね、資料。

（「実績報告書も要求しているからさ」の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

だから、資料準備して提出するということによろしいですか。お願いします。

（「立ち木に関する法律のあれもまだ答弁していないで
しょう」の声あり）

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後零時12分）

再開します。

（再開＝午後零時12分）

◎建設部長（平良富男君）

立ち木に関する法律的な部分についても調べてからということによろしいでしょうか。

◎池間健榮君

調べて答弁してくださいということ。僕のためにまた午後からもやりますどうのこうのと言ったら僕やめてもいいんですけど。

（「答弁聞かないと次の質疑に移せない部分もあるから」
の声あり）

◎議長（友利恵一君）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は2時から再開いたします。休憩します。

（休憩＝午後零時13分）

再開いたします。

（再開＝午後3時38分）

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

休憩します。

（休憩＝午後3時38分）

再開いたします。

（再開＝午後4時07分）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時08分）

再開いたします。

（再開＝午後4時15分）

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

池間健榮君の質問に対し、建設部長、答弁をお願いします。

◎建設部長（平良富男君）

午前中、池間健榮議員から質問のありました件についてお答えします。

共有地の土地の売買契約について提案されている地権者個人との契約となっております。立ち木補償の場合、組合長との契約であります。組合長のみで契約が成立する法的根拠の説明を求めますという部分ですけど、西里共有地組合、既に多くの方から認知されております。そして、この土地は西里共有地組合が管理していますが、登記上はですね、各個人が集まった共有地になっております。

それから、立ち木補償についてですけど、沖縄地区用地対策連絡会に基づき、樹木の幹周りとか、高さとかを基準に算定して補償をしております。

次に、提案されている議案の交付申請書の公園計画平面図、公園地籍図で、平成7年以前整備済み箇所、それから平成7年以前用地買収済み箇所が明記されていると書いてあるんですけど、用地買収はなし、整備箇所もありません。

それから、公園用地に財産区の所有する土地がありますが、財産区の認定についてはですね、沖縄地区での財産区というのは、一般的に字有地がありますよね、これが財産区のような取り扱いになっています。認定については、これは市が認定するんじゃなくて、例えば西里字区、地区ですか、これは何か手続とってやっているようでございます。

それから、平成10年度の補助金交付申請時における下里アマヒサ368の1の駐車場、それから便所、シャワー室を整備する部分が交付申請されているけど、この部分についての場所はそこじゃなくてですね、駐車場、便所、シャワー室は下里アマヒサ338の3、そこで整備されております。

それから、先程実績報告については、準備させております。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後4時19分）

再開いたします。

（再開＝午後4時20分）

◎建設部長（平良富男君）

現在古いトイレ、シャワー室がありますよね。あれは、あの当時は商工観光課の観光施設整備事業で整備しております。ただ、パイナガマ公園の、まだあのとき事業採択されていませんで、都市計画課での整備ではありません。これまで向こうのトイレ、シャワーと休憩所等については、観光商工課のほうで管理してまして、それで今度の平成19年度ですかね、都市計画課のほうでパイナガマビーチもパイナガマ公園の整備するという形で一緒にしたほうがいいんじゃないかということで、現在は都市計画課のほうでパイナガマビーチを含めて管理をしております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後4時21分）

再開いたします。

(再開＝午後4時23分)

◎建設部長（平良富男君）

そこは、南西里共有地組合のほうから借りて使用してきました。共有地組合から賃貸で借りております。

（「一応確認して終わりますけれども、賃貸ということは、じゃこれまでのパイナガマのあのトイレ、シャワー室も含めて全部宮古島市に、旧平良市に賃貸料が入っていたということよろしいですね」の声あり）

（議員の声あり）

（「払っていたということですね。支出があったということですね、西里組合へ」の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

観光商工課のほうで賃貸料支払っているという報告受けましたけど、今ちょっと確認をしていきたいと思えます。

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

(休憩＝午後4時24分)

再開いたします。

(再開＝午後4時26分)

◎建設部長（平良富男君）

護岸工事については、港湾課のほうで整備されていると思います。そして、トイレ、シャワー室については、その当時、だから商工観光課の観光施設整備事業で整備いたしました。そのときの担当者は私です。

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

(休憩＝午後4時27分)

再開します。

(再開＝午後4時29分)

◎経済部長（宮國泰男君）

平成18年度の実績でもってお答えいたしますけれども、支払い額がですね、19万8,753円ということで、南西里共有地組合のほうにお支払いをしているということでございます。

◎平良 隆君

私も何点か質疑をしていきたいと思えます。

第1点目に、議案第1号のですね、平成19年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）についてお聞きしたいと思います。この今回提案された補正案というのは、4億2,275万8,000円補正が提案なされています。先程の市長の説明によりますと、借りかえによるこれは補正だという説明でございましたけども、

借りかえによってですね、どれぐらいの財源が浮くのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

次に、議案第3号についてお聞きしたいと思います。伊良部地域密着型介護事業所指定管理者の指定についてでございますけれども、この指定管理については、NPO法人和みの里ということに指定したいというような形で進めているようでございますけれども、これと同じような議案がありまして、城辺地域の場合にはですね、宮古島市社会福祉協議会のほうに指定したいというような2種類の契約を進めているということでございますけど、なぜ伊良部地域がですね、先程下地明議員もですね、質問をなされていたと思いますけども、伊良部地域は宮古島市社会福祉協議会にこれを委託できなかったのかどうか、その点についてもお聞きをしたいと思います。

次の土地の取得について、これをお聞きをしたいと思います。大体取得面積が6,200平米余でございます。区画にして3,489万6,000円ということになっておりますけれども、物件の所在地が6カ所あるわけなんですね。6カ所あるんですけれども、山林と保安林、非常に不動産鑑定が不透明ということで、どこの不動産が鑑定したかというようなことをですね、12月の定例議会にもそれに似たような議案が出ていたわけで、経済工務委員会で聞いたら、これは教えられないというようなことを言って、なぜですね、公金でこの事業を計画なされたのに、これが契約した会社が、事業を行った会社がですね、明らかにできないのか、この点について。今回明らかにできるかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

また、この6カ所の所有地なんですけども、6,207平米、この内訳をですね、ちょっと説明をしていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それとですね、先程新城啓世議員の質問に対して、土地の取得については、事業費の中から取得するというようなことでございますけども、3,400万円余のですね、莫大な予算を流用で取得していいものか、非常に疑問な点がありますけれども、その点についてもお聞きをしたいと思います。

◎水道局次長（砂川定之君）

今回の借りかえの企業債につきましては、今年度は7%以上の企業債が該当となっております。該当する件数で19件ございまして、残年限が1年から7年となっております。利率につきましては、これからでございますけれども、仮に3%と設定した場合に約4,850万円程度の軽減が予想されております。それと、2%前後になった場合は約5,800万円程度の、7年間トータルでそれぐらいの金額が軽減されることになります。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

午前中、下地明議員にもお答えをいたしましたけれども、地域密着型介護事業所の介護サービスの小規模多機能型居宅介護の指定を受ける要件といたしまして、法に定められておりますけれども、ケアマネジャーや看護師、ヘルパー等の人員基準がありますし、また管理者が3年以上の認知症である者の介護に従事したというふうな実務経験を有する人がいることと、それから厚生労働大臣が定める研修を修了した者がいることと、そのような条件があります。したがって、宮古島市社会福祉協議会伊良部支所単位ではこの条件を満たしていないということで、伊良部地域においては和みの里がこの要件を満たしている事業所であるということから、和みの里の指定を検討してきたということでもあります。

◎建設部長（平良富男君）

議案第5号の土地の取得についてですが、7ページにありますけど、下里338番1から下里357番2があ

ります。8ページのほうに面積等が記入されていますので、確認をお願いしたいと思います。

それから、不動産鑑定士の名前が教えられないという部分はですね、個人情報の保護のもとにそれが教えられないということになっております。

それから、パイナガマ公園の先程用地費の問題ですけど、まず用地の確保ができれば工事そのものもスムーズにいきますので、工事費から用地費のほうに予算流用いたしまして、早目に工事ができるような準備をとっております。

◎平良 隆君

伊良部地域における地域密着型介護事業所指定管理者の指定については、もちろんこれは実務経験者がいない、ケアマネジャー、要件に沿っていないというようなことでできなかったというようなご答弁なされておりますけれども、社会福祉協議会は宮古島市で1つですから、こういう資格を持っている方々はですね、先程おっしゃった7名はいらっしゃるわけでありましてね。しかし、1人当たり35件ぐらいが1人のケアマネジャーで見るのがやっとだということになったんですけども、なぜ私がそういうこと質問するかといいますとですね、宮古島市は宮古島市社会福祉協議会に対して大体9,200万円余の補助金出しているんですよ。だから、今部長がこういう理由でできなかったと、これは理由にならないと私は思います。あれだけのですね、7名もいらっしゃるわけなんですよ。それだけの組織なんですよ。やる気があればできるんですよ。例えば、城辺地域だったら4名から始めるというじゃないの、今の人数で、この事業も。何で十何名もいる宮古島市社会福祉協議会伊良部支所ができないですか。その辺の認識の甘えがあるから、こういうことになるんですよ。これを宮古島市社会福祉協議会伊良部支所がやれば5,000万円という金が入ってくるんですよ。こういう金が入れば宮古島市からの持ち出しが少なくなるんじゃないかと。こういうことはですね、福祉活動はやっぱりリーダーシップを発揮して指導しなきゃいけないわけよね。こういうことを何もしないで、ただこういう要件を満たしていないから、できなかったというような、これは僕は今のは理由にならないと思いますけれども、そこまでやはり指導していただけるかどうか、それをお聞きしたいと思います。

それと、今の議案第5号なんですけれども、議案第5号についてですけども、私の質問に答えてないと思うけれども、なぜ3,200万円余の金額を流用したのか。本来は流用というのはですね、ごく最小限に抑えるようにしてくださいというような恐らく指導があると私は思っております。それなのに3,200万円余の大金をですね、流用して予算を執行するというのは、到底これ考えられないことなんですよ。これは、私議会軽視も甚だしいと思うんです。こういうことが出ないと、今までだったら事業にも入っているし、しょうがないです、議会議員というのは。これ決算見て初めてこういうのわかるんです。こういう大きい金額の流用については、私は議会にですね、補正して議会の議決を経て予算を執行するのが私は当たり前じゃないかと思うんです。これまでの旧平良市時代からの流用を見ると、本当にこういうでたらめな流用ばかりしているんですよ。普通は流用というのは、ちょっと足りない、見込みでやったんだけど、足りなかったから、じゃこれ流用しようということで、大体多くても50万円いかないですよ。それを何千万円という大きな金額を簡単にずっとやってきたんですよ。これ何回も指摘しているんですが、今回もこういう流用の仕方だから、これは当然議会軽視も甚だしいんじゃないかなと思ってご指摘をしているわけでございますけれども、その点について今後ともこういう考えのもとで事業を進めていかれるのかどうか。

私は、やはりこういう大きな金額を流用するときには、議会の議決を受けてちゃんと執行するのが予算のいい執行の仕方でないかなと思うんですけども、その点についてもう一度お伺いしたいと思います。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

まず、宮古島市社会福祉協議会の伊良部支所でございますけれども、確かにヘルパー17名おります。現在デイサービスや訪問介護、入浴サービスなどの事業を主に、その事業の指定を受けて事業を実施しておりますけれども、兼務などです、今宮古島市社会福祉協議会伊良部支所にいる17名、非常に窮屈な状況にありますし、また合併をしてはおりますけれども、合併後これまでです、合併前の社会福祉協議会単位でのいわゆる事業を継続してやっているというふうなことなども重なりまして、どうしても今回の指定事業の指定、先程も申し上げましたけれども、要件を満たしていないというふうなこともありますし、申し上げたような事業なども重なってです、今回は指定申請までいかなかったと。今後につきましては、議員がご指摘のようにもっと社会福祉協議会と密に連絡をとりまして、次回の指定に向けて指導してまいりたいというふう考えております。

◎建設部長（平良富男君）

公共工事の事業の進め方としては、まず道路もそうなんですけど、まず用地の取得です。用地の取得が終われば大体80%その事業は終わるといふに言われていますので、まず用地を取得しまして、優先的に取得しまして、次に工事に入ると、そういう手法が一番早く事業完了する方法としてはいいということで、まず用地が買えたら用地のほうに流用して、事業費は決まっていますからね、事業費は結局パイナガマの場合は工事費、用地費、事務費ということになっていますので、工事、用地費の部分しか、事務費はもう決まっていますから。だから、早目に予算を使って、その事業が完了するためには、用地の取得が最優先でございます。

◎平良 隆君

部長です、事業に対して認識が大分違うようでございますけれども、やはりこれは流用というのは当然予算執行時は法的な問題はないかと思っておりますけれども、しかし予算書というのは議会の議決を受けてですね成立するわけなんです。そういう中で、本来だったらこれは事業費なんだけどもということで、最初から議員はこれを精査しながら議決しますよね。しかし、議員がわからないうちにですね、当然のように変わっていくわけなんです。それは、小さい額だったらいいですよ、3,200万円余の大きな金額ですよ。そういった流用するからにはやはり私はこれは議会の議決を受けてから、補正して議決受けてからこれやったほうがいいじゃないかという私の思いでございます。だから、そういう流用についてはですね、やはり議会にも、こういう予算があったんだけど、これがこういうふうになっていますよということで、補正って3月も十分できるんじゃないの。9月でもできたんじゃないの、こういうのやろうと思えば。補正だったら。そういうことを考えていただきたいなと私は思っているわけなんです。

次の先程不動産のですね、会社を明らかにしてほしいということだったんですけども、個人情報によって明らかにできないということをおっしゃっていたんですけども、東平安名崎の場合は公表なされているんですよ。なぜ向こうは公表なされてパイナガマ公園だけ公表されないんですか。

◎建設部長（平良富男君）

いろいろ勉強しましたところ、やはり個人情報保護法に基づいて公表してはいけないということになっ

ております。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩=午後4時47分)

再開します。

(再開=午後4時47分)

◎建設部長(平良富男君)

鑑定評価書の開示についてという部分でちょっと読み上げて説明したいと思います。

鑑定評価書の開示については、市街地宅地評価法の路線価やその他の宅地評価法の標準宅地の単位当たり評価額を求める基礎となるため、路線価等の公開が法定された趣旨からも、所有氏名以外は開示して差し支えないものとされています。ただし、取引事例比較法における事例地について、開示により地点が特定されるおそれがある場合には所在地番、地籍等非開示とするなど必要な措置を講じることとされ、不動産鑑定士の印影についても悪用等の防止のためにマスキングを行っていると思われま

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩=午後4時49分)

再開します。

(再開=午後4時49分)

◎総務部長(宮川耕次君)

保良地区における土地売買の件で情報公開についてですが、私たちは情報公開は、そういった仕事上、あるいは営業上、さまざまな観点から、その人に不都合な事態が生ずる場合は、個人情報保護という形でやっておりますが、あの時点での特に不都合なことはなかったというふうに思っております。こういうようなケース・バイ・ケースな特殊事情もありますので、保良についてはそのように考えております。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩=午後4時50分)

再開いたします。

(再開=午後4時51分)

◎建設部長(平良富男君)

土地価格不動産鑑定士の不開示決定に関する事件というのがありまして、農林水産大臣のほうから答申書が出ています。その中でですね、不開示とすべき部分というのがありまして、鑑定評価書本体部分に入る部分という形で、特定の鑑定法人の支所及び所長の印影、特定の不動産鑑定士の氏名及び印影、本件土地の所在地番とかですね、開示してはいけませんよというふうな答申書が出ております。

(議員の声あり)

◎建設部長（平良富男君）

いや、不動産鑑定の開示……

（「だから、緊急とか不都合のない場合とある場合があると云ったでしょう。東平安名崎の場合は不都合がないから、公表したと。しかし、他の場合は不都合があるから、公表しないと云ったわけでしょう」の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

不動産鑑定士における不開示の部分というのを読み上げました。東平安名崎については、一応総務部の対応をしていますので、そこら辺はちょっと建設部……

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後4時54分）

再開します。

（再開＝午後4時58分）

◎総務部長（宮川耕次君）

先程の情報開示の件について改めて申し上げます。

一応農林水産大臣の指示ですね、こういった不開示とすべき部分というのがうたわれていまして、今回の都市計画課の対応はそれに基づいております。一方、我々はその土地が市の土地であったということで、これにはそのまま従わなかったけれども、できれば従っていたほうがいいんじゃないかというのが、今から考えたらそのような感想を持っております。したがって、市の土地でしたので、またそういう観点もあってですね、一応公表したいきさつがあります。これからは、ちょっとその辺の指針もきちっと見ながら対応していきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後5時00分）

再開します。

（再開＝午後5時00分）

◎建設部長（平良富男君）

これからも不動産鑑定士等の開示については、やはり農林水産大臣の答申書に基づいて実施すべきだと思っております。

◎上地博通君

議案第5号と第6号についてちょっとお聞きをしたいと思っております。

市長は、この議案を提出するに当たって今までの説明の中でですね、この議会で通してほしいと、処分はその後に考えるということをおっしゃっております。私は、順序が逆じゃないかと思うんですよ。すべて法律に基づいて原議からすべての事務を調べてきて、その後で議会に諮ると、そして議会の同意を得るというのが事務の流れだろうと思います。それを逆にしちゃうと、もうすべて後回し、後回し、後手後手といいますか、事後決裁という形になって、言っても何も言えないんですよ。ただ、そうならないために、我々議会も市長に対してこれまでのいきさつも踏まえてね、責任のとり方を明確にしないとこの議案は賛成できませんということを言っていると思うんです。その辺の理解がどうもされていないように思うんですけれども、今でもこの議案に対してですね、この議会で通してほしいと、処分は後からやりたいというふうに考えているのかどうなのか、まずそこからお聞きします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

議員のご指摘のとおりでございます。

◎上地博通君

ちょっともう何と言えればいいのかわかりません。じゃ、議会はもう市長の言うことさえ聞いていけばいいと、あとはもう議会が勝手にやりなさいということですか、これを。これはね、自分たちは法律に違反をしましたと、事務方として違反をしましたと。これを市民にもわび、議会にもわびてね、こういう不都合なことはもう長く置いておけないんで、何とかやりますと正式に、自分もミスもこれからもやりませんしというふうにして議会に諮るのが私は筋だと思ってたんですよ。だけど、それをもう何もしてないから、議会はそれを通してくれというのは、じゃ我々は何と言えればいいのかわからないんですけど、これはもうあと議会の勝手にすればいいということなんでしょうかね。これは、本当にそういうふうには市長はもう自分の責任はいいと。要するに我々が、議会が通すと、市長がもし責任をとらないとは言わないにしても、軽微な責任のとり方をしても、あとだれにも何にも言えないんですよ。市民の声も生かされないと思うんです。5%の1カ月でしますというふうにして、例えば処分をですね、言ってきても、もうだれもオーケーした後では何も言えないと。だから、これは私は、市長がある程度どういうふうにしてやりますということを明らかにしないと、この議案はちょっと難しいんじゃないかというふうに考えております。

もう一つは、今まで話していたように、事務的なミスがすべて行われて条例にも違反をしていると。しかし、この条例違反の原議を後からやるから、これを通してくれというのは、これはもうちょっと筋が違うだろうと思います。今も話が出ておりましたようにですね、不動産鑑定士の件についても、総務部と建設部が全然意見が違う。これは、市としてどういうふうな見解をするのかということさえもないから、こういうことになっていくだろうと思うんですよね。この辺を市長、みんなにわかりやすく、本当に自分はどうしたいのか、どういうふうな責任をとりたいのかということをおっしゃらないと、我々はこの議案に対してどうのこうのということもできないような気がしているんですが、市長、こういうことをこの場で表明するつもりはないのかどうなのかお聞きします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

過去に職員の不手際もたくさんございました。そして、まだ例えば過誤の支払い等についても裁判中のものもございます。また、百条委員会の問題もございます。いろいろございまして、こういうものを勘案しながら、私自身は市民が納得できる責任のとり方をとりたいと思っておりますので、今この場で私は例

えば報酬のカット幾らするとかということをし述べるとかじゃなくて、皆さんが納得して、市民も納得できるような責任のとり方もしますので、よろしくお願ひしますとお願ひしているわけでございます。

よろしくお願ひいたします。

◎上地博通君

それではですね、市長は今おっしゃったように、これまで起きてきたような不祥事に対して一括をして全部まとめて責任をとるといふふうに理解をしていいですね。これいつごろその責任の所在というのは行いますかね。最後にそれ聞かせてください、じゃ。

◎市長（伊志嶺 亮君）

裁判の推移を見ながら、それからまた百条委員会の結論を得て決めていきたいと、そのように思っております。

◎眞榮城徳彦君

最初に、議案第1号、平成19年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）について伺います。ここに水道会計の補正予算の中にですね、第3条、予算第5条に定めた起債の目的「水道事業」を「上水道事業及び高金利対策借換債」に、企業債の限度額1億2,700万円を5億4,975万8,000円に改めるとあります。これまでは、既決予定額が企業債が1億2,700万円で、企業債償還金が4億361万1,000円ですね。これが補正予算額が収入、支出とも4億2,275万8,000円に増える。先程の同僚議員からの質問に、これは借りかえだという話がありましたけども、借換債というのはどうもなじみのない言葉でですね、そういうふうな便利なものがあるんだったら、最初からもっと早くやればよかったんじゃないかということと、7%ですか、これまでは、ぐらゐの率のお金を借りていたと思うんですけども、それが3%あるいは2%台に落ちると。そうすると、果実が当然4,800万幾らですか、なると。これ大きな金額ですよ。なぜこれが今までできなかったのか。どういった法律の縛りがあるって、それができなくて、今度なぜできるようになったのか。法的なものの流れをですね、まず説明をしていただきたいと思っております。

次にですね、議案第3号もいろいろな方の話も出ていますけれども、宮古島市社会福祉協議会、これを全体的に見て考えますとですね、私も同僚議員と一緒に感覚を持っているんですね。なぜ宮古島市社会福祉協議会伊良部支所でこの事業が受けられなかったのか。NPO法人組織に任せて、そして利益を追求するような企業活動がなぜ宮古島市社会福祉協議会伊良部支所でできないのか。先程から部長もいろいろ答弁の中で、ケアマネジャーの問題だとか、ヘルパーの問題だとか、体力の問題だとか、いろいろ言っていますけれども、どうも納得できない。説明をするのであれば、宮古島市社会福祉協議会城辺支所はできて宮古島市社会福祉協議会伊良部支所できませんよという流れの答弁であったら私はおかしいと思うんですね。だから、宮古島市社会福祉協議会伊良部支所というのはそんなに特殊な、特別な組織なんですか、まずその辺からお聞きしたい。できない根拠があるはずだ。そして、平良隆議員からも指摘がありましたように、宮古島市から9,000万円ぐらゐの補助を受けています。普通に考えますと、できれば一円でも補助減らしたい。そうすると、企業活動によって、自助努力によって利益を生み出して、なるべく健全な組織に早く移行してもらいたい。そして、補助金も減らしてもらいたいというのが本音だと思うんですね。部長ね、9,000万円の内訳はちょっと言えますか。補助金がどんなふうに使われていくのか、それがわかりましたらお願ひします。

それと、先程から問題になっています議案第6号、追認議決のことなんですけれども、追認を議会が認めないとするとどういふ影響が出てくるのか、その辺をまずお答えいただきたいと思います。

◎水道局次長（砂川定之君）

実は借りかえにつきましてはですね、日本水道協会を中心にして水道事業体、全国の事業体が国に対してずっと要請をしてきました。うちの企業債というのは政府資金でございます。1つが資金運用部資金、もう一つが公営企業金融公庫となっていて、今度の法の改正によりましてですね、これは地方財政法附則の第33条の9であります。の改正によりまして、借りかえが可能ということになった次第でございます。最近平成9年度あたりからですね、利率が年2%前後で推移していますので、今回7%以上の借りかえをしますと、大体2%前後に落ちつくんじゃないのかなと思っての3%を上限として計算をしてみた次第であります。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

宮古島市社会福祉協議会の伊良部支所が特殊なところであるのかということでもありますけれども、普通の各旧市町村ごとの社会福祉協議会の事業を引き継いで伊良部支所のほうでも実施をしております。特に他の地域の支所と違うというふうなものはないと思います。ただ、なぜ今回指定申請をしていないのかということでもありますけれども、先程来下地議員、それから平良議員に答弁をしているとおり、そういった要件、いわゆる基準を満たしている職員等が伊良部支所のところで今対応できなかったというふうなことであります。

それから、およそ9,000万円の宮古島市から宮古島市社会福祉協議会に出している補助金の内訳、内容につきましては、今ちょっと要綱取り寄せておりますので、後で報告をしたいと思います。

◎建設部長（平良富男君）

追認の議決が否決された場合にどうなるかということですけど、いろんなところを調査して、そういう事例等を今調査しているんですけど、そういう事例が見つかっておりません。県としてもそういう想定的な部分についての結論はまだ持っていないようでございます。

◎眞榮城徳彦君

水道局次長、借換債の定義なんですけどね、地方自治体に借換債というものがあるかどうか私は知りませんが、もともと国の国債関連の例えば国債が満期になったときにその償還財源として、特別会計法に基づいて新たに国債発行すると、これが従来の借換債だと思うんですけども、この前新聞で見ましたら、実は沖縄県も借換債100億円ぐらいやるんだと、平成20年度ですね。報道されましたけども、公営企業だから、借換債が活用できるということですか。その後で教えてください。企業局が把握している借換債というのは、もう少し我々議会にもわかりやすく説明していただければなと思います。

それと、福祉保健部長ですけどね、合併しまして、5市町村は5市町村でこれまで社会福祉協議会は独立していたというか、それぞれの活動はあったから、いいんですけどもね、こういう時代のニーズによって、NPO法人が例えばこういった申請して指定管理を受けたりというような福祉のこれからもっともって複雑で、そしてもっと高度な福祉関係、あるいは医療関係というのが時代のニーズがあるというのは見えていないじゃないですか。そういったところで、どんな資格を取って、どんなことをしなければならないか、道筋をですね、はっきりとこうやって勉強して努力していくのが公的組織じゃないんですか。私は今

何もありませんから、今現在できませんから、指定管理者になれません、推薦できませんというようなことでいいんですかね。私は、これは非常に議会議員の一人として残念な事例だなと思っているんですよ、実は。じゃ、これからの宮古島市社会福祉協議会の伊良部支所どうなるんですか。漫然と今までどおりの、これが発展性もない、私が特殊だという表現使ったのはそういう意味で、残念だなという思いがあったから、そういう表現したんですけどもね。そういった指導していくのも福祉保健部の、あるいは行政の役割じゃないんですか。9,000万円、9,000万円と余り言いたくないんですけども、9,000万円の使い道はほとんど人件費でしょう。そして、話に聞きますと、補助金で賄っているもらっている給料の人たちは大体固定されているというじゃないですか。違うんですか。ケアマネジャー、あるいはヘルパー、皆さん、やった分だけ一生懸命努力をして、そしていただいたお金で自分の給料賄っているんじゃないですか。事務的職員にこの補助金が全部流れると考えていますけど、違いますかね。どうなんですか。だから、これからの社会福祉協議会のあり方としても、それを考えていかなければならないというようなものだと考えているから、質問しているんですけども、もう少し詳しくお答えいただけたらなと思っております。

次に、そういう事例が余らないと建設部長はおっしゃっていましたが、それは当然ですよ。1年に4回も5回もね、議会の追認をお願いする議会が全国探したって自治体のどこにありますか。全部追認じゃないですか。下地地区の団地の問題でも農業委員会も追認でしょう、あれ。それから、下崎地区、緑地売買問題、公安委員会に国に行ってまたお願いしますと頭下げて、次の緑地探しますから、済みません、今回は認めてくださいでしょう。これ追認じゃないですか。そして、今回のパイナガマ。1年に4回も5回も。こういった事例をインターネット調べても、日本全国1,800自治体でありませんよ、地方自治体で。だから、例外中の例外ですから、我々も過去の事例にこだわることなく、我々も議会として適切な判断を下さなければならないと非常に重要な役割を担っていると思っているんですよ。それは例はないでしょう。追認を認めなかったらどうなりますかという私の質問に、わかりませんとしか言いようがないんじゃないですか。だから、議会も一生懸命考えて、そして努力をして、これに対処しますから、市長を初めとする行政の皆さんは、議会よりももっとも自分らのミスを深く恥じて反省をして、このハードルを乗り越えるためにはどうしたらいいだろうと勉強する必要があるんじゃないですか。その辺で決意をお聞かせ願いたいと思います。

◎水道局次長（砂川定之君）

実は総務省自治財政局長から通知がございまして、今年度から3年にわたり、年利5%以上の企業債に関して適用するという案内が来しました。さきに申しましたように、該当件数、今年度は7%以上ということで、該当件数が19件になっています。そのうちの11件が資金運用部資金、そして残りの8件が公営公庫資金となっています。公庫の場合は、大体残り半年から4年ございすけども、件数をとりあえず全額返して新たに借るかえるということでございす。償還年数は変わりませんね。同じ半年から4年と。資金運用部資金につきましては、一応全額を返します。返して、これは市中銀行から借りなさいということで議会の議決を得ましたら、これから市中銀行から見積もりをとって契約ということになります。その中で公営企業債というのがございまして、公営企業債とは上水道事業、工業用水道事業、都市高速鉄道事業、下水道事業、または病院事業に係る特別会計に属する地方債をいうということで、うちもその企業債に入っているということでございす。

◎市長（伊志嶺 亮君）

議案第6号についてお答えいたします。

今回も大変職員の不手際がありまして、追認をお願いせざるを得ないような状況になっております。これもこれまで事務の遂行に当たって職員が緊張感がなくて、本当に勉強不足で、前の過ちを学習することがない、そういう心の緩みがこれにつながっていると思います。したがって、職員については、これまでもしっかりと指導してきましたし、また職員の研修の必要性も強く感じておりますので、この新年度からは県でありますとか、あるいは自治大学でありますとか、あるいは他の優良な各友好都市でありますとか、そういうところに職員を派遣して、しっかりと研修もしながら、職員の資質の向上に努めて、こういうことが再び起きないように頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎福祉保健部長（上地廣敏君）

先程の市の宮古島市社会福祉協議会に対する補助金のこういったものに充当されているのかというご質問がございました。お答えをいたします。まず、宮古島市社会福祉協議会全体の運営事業であります。これは、議員からも指摘がありましたように、合併前のいわゆる各市町村の事務局長、それから事務局の常勤の職員、旧市町村で給与負担をしていた職員が、引き続き合併後も市の助成金でもって給与を受領しているというふうな形になっているということでご理解できればと思います。それから、そのほかにですね、およそ14の事業を実施いたしております。まず、専門員の設置、それから地域福祉権利擁護事業、心配事相談事業、その他もろもろの14に上る事業を実施いたしております。議員からもありましたように、ヘルパーなど介護保険事業に係る職員の経費については、当然その利益から生ずるものを人件費に充てているということになっております。

今後につきましてはですね、ご指摘のとおり市からの持ち出し分を減らしていくというふうな立場に立って、宮古島市社会福祉協議会全体の運営状況も見ながら、できるだけ宮古島市社会福祉協議会独自で対応できる事業についてはですね、いろんな研修機会を通して資格を取得するなり、そういった努力をしながら、宮古島市社会福祉協議会の運営にも職員が実際に当たって、健全な運営ができるようにですね、そういった宮古島市社会福祉協議会と連携しながら、その方向で指導していきたいというふうに考えております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後5時28分）

再開いたします。

（再開＝午後5時30分）

◎新里 聰君

時間大分経過しておりますが、何点かお伺ひしたいと思います。

議案第5号と第6号についてであります。まず第6号についてであります。これまで、今さっきも市長が答弁されたように、いろんなところで研修をさせて、いろいろありますけれども、一番の大きな原因、今議案第6号について追認の議案が出ているけれども、その中身についてもまた規則、規定違反をしてい

ると、契約事項がですね。そういう事態が続いているということについてですね、今起案用紙がさきに配付されたんですけども、全く総務部長に合議というのかな、いわゆる協議がされていないと。例えば副市長までの決裁であってもですね、各担当部長のところでは起案が出たものについては、総務部長を通して、副市長までなら副市長という形でいくはずなんですけども、それがされていないと。チェックする機能が全然果たされていないですよ、今のやり方だと。そこら辺に僕はかなりの課題があるのかなと思っておりますが、これについてもちょっとお答えください。

第5号についてでありますけども、平成9年、これ池間健榮議員の質疑ともちょっと重複いたしますけども、平成9年度の交付申請書の中では、平成7年度以前に用買済みという箇所があると。部長は、そういう箇所も整備した箇所もないという説明でございました。その同じ年度における用地買収の交付申請書の中でですね、土地買収明細表の中には、いわゆる財産区、下里339の墓地の631.25平米を購入するんだという計画が出されております。ここは、全体では1,079平米なんですけども、これは平成17年度で購入されているわけですよ。ですから、平成9年度においてそういう計画を県に出して、それが出した、要するに交付申請をしたそのもの自体がですね、どうも……その年度で買うというふうな形で出すわけだから、そしたらその年度で処理しないといけないはずなんですけども、それがなされていないということについて、非常に疑問を持っております。そういうこと等をする、やっぱり池間健榮議員も指摘しているように、平成8年度とか平成9年度、あるいは平成17年度とか平成18年度の実績報告書を提出しないと、この議論はどれも納得する議論にならないというふうに思いますから、これ提出するのかどうか、もう一度重ねてですね、お伺いをしたいと思います。

それから、共有地におけるいわゆる平成8年度で処理された立ち木補償ですね、南西里の共有地における立ち木補償が平成8年度でされて、これも土地は公園用地として譲りますよという前提であるから、立ち木補償については契約されて支払いがなされたというふうに思っております。ところが、実際には平成17、平成18、平成19という形で、10年後において、今現在購入されておりますですよ。これがなぜ10年もかかった後にしか購入できないかという理由ですね。これまでの説明では、地主の同意が得られなかったという説明などされておりますけど、これは完全に通らないと思うんですよ。それは、立ち木補償を受ける段階で地主の同意は得られるわけだから、それでもって平成8年度において立ち木補償受けるわけだから、そうしてくると平成9年、平成10年、要するに立ち木補償した時点において、用地の買収もそこからなされなければならなかったと思うんですよ。それがされないで、何で今になって10年も経過したときにそれが出てくるのか、その点についてもお答えを願いたいと思います。

それから、先程旧トイレ、シャワーの件ですけども、これは使用料払っているということでしたですね。とりあえず以上、これから説明をお願いします。

◎副市長（下地 学君）

チェック機能の件なんですけども、議員指摘のとおりですね、チェック機能が十分でないということもあって、いろんな不手際やミスが出てきております。今後そういうことがないようにチェック機能を強化してまいりたいと考えております。

◎建設部長（平良富男君）

平成8年度に立ち木補償、南西里共有地組合のほうで補償されております。その後ずっと来て平成17年

度、平成18年度になっていきますけど、1つはですね、共有地組合の総会でもって、先程からも話出ましたように、各個人での契約、持ち分ですね、その当時85名ですけど、85名の方たちと交渉してほしいという。いろいろ立ち木補償、買うまでは共有地組合のいろんな意見があったらしくて、立ち木についてはオーケーだけど、各個人の持ち分がありますので、持ち分で契約してほしいということで、その間その持ち分の持っている方も相続関係がうまくいっていなかったという部分がありまして、すぐに買いやすいところという形で、共有地以外の個人の方ですね、その方のものを平成9年度からずっと、1人の人が多いんですが、購入してきたという経緯があります。

◎新里 聰君

チェック機能についてですけども、これは副市長、各担当部長が決裁して副市長のところに来たら、もうすべて副市長がチェックしないとイケないですよ、今のような状況ではね。法律的にも何的も。やっぱりそれを統括する部長として総務部長があって、総務部長がいろんな角度から見て、それから副市長のところに行くというふうな組織に変えないと、幾ら研修会しても同じだと思います。

同じ議案第6号では、先程の市長の答弁では、追認議案について、百条委員会の経緯、あるいは裁判の経緯を見てから自分の責任は明確にすると、市民の納得するような形で明確にすることですけども、それは違うんじゃないですか。要するに職員等については、その職務の違法性とその度合いによって懲戒処分しているわけですから、それについてのもろもろの責任を市長に問うているわけですから、何も裁判がそこに出てくるとか、あるいは百条委員会の結果を見てからとかということは僕はこれは当を得ていないと。そして、午前中にもありましたように、この議案を提案するというのであれば、その前にこれこれしかじかの責任を明確にしますと。それが報酬カットであるならば、そこに条例提案をして。そういったものを明確にしてやらないと、昼から上地議員も話されたとおり、これ仮に議決しました、後で出てきました。だれが見ても不満だとしても、否決したら現状のままでいくわけだから、全く合理性のない、そういった形になっていくんじゃないのかなというふうに思いますけども、その点についてもう一度お答えをいただきたいと思います。

第5号の共有地については、相続関係図とか、そういうものを調べ上げるためにも約10年近くの期間があったというような説明でありますから、現段階においては、そのとおり一応認識したいと思いますが、再度ですね、平成8年度と平成9年度、平成17年度と平成18年度の決算書については、やっぱりこちらでもってですね、提出するというような形でお答えをいただきたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

先程から申し上げておりますとおり、責任は私にあるということは前議会から申し上げております。ですから、責任のとり方については、議会の皆様にも市民にも納得のいくような線で責任とってまいりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

◎建設部長（平良富男君）

平成8年度、平成9年度、それから平成17年度、平成18年度の実績報告書を準備したいと思います。

◎亀濱玲子君

1点だけ質問させていただきます。議案第6号の件なんですけど、今新里聰議員さんの厳しい質疑がございましたけれども、パイナガマ公園事業を考えるに当たっては、平成8年に事業認可を受けてここまで来

ておりますけれども、これは都市計画の中でさかのぼること昭和37年から、面積を変えながら大きくなって現在の大きさになってきております。それについては、議会の議決を得て、議会の判断において、この事業は、当時は平良市なんです、市において必要な事業として議会においても判断をして進めてきた経緯というのがあります。その中においては、財政状況もあって、予算を減額しつつペースダウンしながら、平成19年までを平成22年までというふうには延ばしてきた。これは、議会の意思において、議会の判断において、この事業がこの市にとって必要だという判断において来ているわけです。ここに来て、平成19年度が通り、平成18年度が通らないという、そういう虫食い状態になったわけですが、ほかの自治体においても、この事例においては、追認をすることによって、もしこの宮古島市にとって必要な事業であるならば、円滑に事業を進めるようにする方法が追認という議会が持っている権利なわけですから、それをどう判断するかが問われるんだと思うんですね。ついでに、質問なんです、宮古島市は長年県立公園の誘致が懸案になっております。さっきちらっと建設部長が県においてはというお話をされましたけれども、県においてパイナガマ公園事業がどう評価され、あるいはどういう意見を持っているのかということについて、もう少しヒアリングがされているのであれば聞かせていただきたい。

もし私たちがこの議会において、この事業を中止、あるいは縮小だ、あるいは変更だということになった場合は、それなりの経緯をたどっていかなければならないわけですから、これまで補助金適正化法においても適切に処理されて、この事業が進められるべきというふうにこれまで議会では判断してきたわけですから、それにおいて、その追認を得ることによってこの事業を進めるのが妥当であるというふうに議会が判断するのであれば、それは当然進めていくべきことだというふうに認識しています。ですから、県のこの事業に対する意見というか、評価というものがあるようでしたら聞かせてください。

◎建設部長（平良富男君）

平成8年度からこれまで事業を進めております。申請しながら事業を進めていますので、これまで順調というか、事業採択して10年間進捗状況が悪いときには再評価というシステムになっております。それを受けながら、公園事業を進めたほうが良いというふうなことでありますので、パイナガマ公園事業は進めてきております。しかし、平成18年度における部分について議会の議決を得なかったと、そういうことがありますので、この事務的なミスです、反省しながら、ぜひ議会の皆さんのまたご指導を受けながら、パイナガマ公園事業が進められればと思っております。

◎議長（友利恵一君）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております日程第4、議案第1号から日程第9、議案第6号までの6件につきましては、お手元にお配りした議案付託表のとおり各所管委員会に付託いたしますので、ご審査をお願いいたします。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

(散会=午後 5 時48分)

平成 20 年

第 1 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

2 月 5 日 (火) 最終日

(委員長報告、質疑、討論、表決)

平成20年第1回宮古島市議会臨時会議事日程第2号

平成20年2月5日(火)午前10時開議

日程第 1	議案第 1 号	平成19年度宮古島市水道事業会計補正予算(第1号)	(委員長報告)
" 第 2	" 第 2 号	宮古島市城辺地域密着型介護事業所指定管理者の指定について	(")
" 第 3	" 第 3 号	宮古島市伊良部地域密着型介護事業所指定管理者の指定について	(")
" 第 4	" 第 4 号	訴えの提起について	(")
" 第 5	" 第 5 号	土地の取得について	(")
" 第 6	" 第 6 号	土地取得の追認議決を求めることについて	(")

◎会議に付した事件

日程第 1	議案第 1 号	平成19年度宮古島市水道事業会計補正予算(第1号)	(委員長報告)
" 第 2	" 第 2 号	宮古島市城辺地域密着型介護事業所指定管理者の指定について	(")
" 第 3	" 第 3 号	宮古島市伊良部地域密着型介護事業所指定管理者の指定について	(")
" 第 4	" 第 4 号	訴えの提起について	(")
追加日程		議案第 5 号土地の取得についての撤回について	(市長提出)
"		議案第 6 号土地取得の追認議決を求めることについての撤回について	(")
日程第 5	" 第 5 号	土地の取得について	(委員長報告)
" 第 6	" 第 6 号	土地取得の追認議決を求めることについて	(")

平成20年2月5日

宮古島市議会
議長 友利 恵 一 殿

文教社会委員会
委員長 佐久本 洋 介

委員会審査結果報告書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第 2 号	宮古島市城辺地域密着型介護事業所指定管理者の指定について	原案可決
議案 第 3 号	宮古島市伊良部地域密着型介護事業所指定管理者の指定について	”

平成20年2月5日

宮古島市議会
議長 友利 恵一 殿

経済工務委員会
委員長 池 間 豊

委員会審査結果報告書

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第 1 号	平成19年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案 第 4 号	訴えの提起について	”
議案 第 5 号	土地の取得について	否 決
議案 第 6 号	土地取得の追認議決を求めることについて	”

◎否決の理由

議案第5号については、2月4日の委員会では、採決の結果、賛否同数となり、委員長裁決により可決とした。しかし、2月4日の審査終了後、13件の契約のうちの1件について、不適正な支出がなされたことが発覚したので、本日、再度審査したところ、不適正な支出がなされた議案については、認めることができないという意見があり、全会一致で否決とした。

議案第6号については、2月4日の委員会では、採決の結果、賛成少数で否決とした。しかし、議案第5号同様、本件についても本日、再度審査したところ、全会一致で否決とした。

平成20年第1回宮古島市議会臨時会会議録

平成20年2月5日

(開議=午前10時00分)

◎出席議員(26名)

(閉会=午後5時05分)

議長(1番)	友利 恵一 君	議員(14番)	眞榮城 徳彦 君
副議長(2番)	下地 智 君	"(15番)	嘉手納 学 君
議員(2番)	仲間 明典 君	"(16番)	新城 啓世 君
"(3番)	池間 健榮 君	"(17番)	上地 博通 君
"(4番)	新里 聰 君	"(18番)	平良 隆 君
"(6番)	佐久本 洋介 君	"(19番)	亀濱 玲子 君
"(7番)	砂川 明寛 君	"(20番)	上里 樹 君
"(8番)	棚原 芳樹 君	"(21番)	與那覇 夕ズ子 君
"(9番)	前川 尚誼 君	"(24番)	富永 元順 君
"(10番)	與那嶺 誓雄 君	"(25番)	富浜 浩 君
"(11番)	山里 雅彦 君	"(26番)	下地 秀一 君
"(12番)	池間 豊 君	"(27番)	下地 明 君
"(13番)	宮城 英文 君	"(28番)	池間 雅昭 君

◎欠席議員(1名)

議員(23番) 豊見山 恵栄 君

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	上野支所長	砂川 正吉 君
副市長	下地 学 君	下地支所長	平良 哲則 君
総務部長	宮川 耕次 君	水道局次長	砂川 定之 君
企画政策部長	久貝 智子 君	消防長	伊舎堂 勇 君
地域戦略局長	與那嶺 大 君	教育長	下地 恵吉 君
経済部長	宮國 泰男 君	教育部長	長濱 光雄 君
建設部長	平良 富男 君	生涯学習部長	二木 哲 君
会計管理者	譜久村 基嗣 君	財政課長	石原 智男 君
伊良部総合支所長	垣花 恵 君	企画調整課長	下地 信男 君
平良支所長	狩俣 照雄 君	介護長寿課長	豊見山 京子 君
城辺支所長	饒平名 建次 君	都市計画課長	長崎 富夫 君

◎議会事務局職員出席者

事務局 長 下地 嘉春 君 議事係 仲間 清人 君
 次長 荷川取 辰美 君 庶務係長 友利 毅彦 君
 補佐兼議事係長 砂川 芳徳 君

◎議長（友利恵一君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は、26名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第2号のとおりであります。

この際、日程第1、議案第1号から日程第6、議案第6号までの計6件を一括議題とし、所管委員長から審査結果の報告を求めます。

◎文教社会委員会委員長（佐久本洋介君）

文教社会委員会審査結果報告書。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第2号、宮古島市城辺地域密着型介護事業所指定管理者の指定について、原案可決です。

議案第3号、宮古島市伊良部地域密着型介護事業所指定管理者の指定について、原案可決でございます。

以上報告します。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時03分）

再開いたします。

（再開＝午前10時24分）

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時24分）

再開いたします。

（再開＝午前11時50分）

午前の会議はこれで休憩し、午後の会議は2時から再開いたします。休憩いたします。

（休憩＝午前11時50分）

再開いたします。

（再開＝午後2時13分）

午前中、経済工務委員長から委員長報告の前に委員会に付託された案件について確認いたしたいことがあるとのことで休憩の申し出があり、休憩中でありましたが、その間に市長から、議案第5号、第6号について、お手元に配付したとおり、議案撤回の文書が提出されました。

会議は、日程第1から日程第6までの6件を一括議題として委員長報告中ですが、これを一時中止し、2件の撤回の件を直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

この際、議案第5号、土地の取得について、議案第6号、土地の取得の追認議決を求めることについての2件の撤回を議題とし、市長から説明を求めます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

それでは、議案の撤回についてお諮りしたいと思います。

平成20年2月1日に提出した議案のうち、次の議案を撤回したいので、宮古島市議会会議規則第19条第1項の規定により承認を願いたく申し出ます。

1、撤回する議案、議案第5号、土地の取得について、議案第6号、土地取得の追認議決を求めることについて。

2、撤回する理由、本議会に議案第5号、土地の取得について及び議案第6号、土地取得の追認の議決を求めることについての案件を提出しましたが、2件の案件中に整理を要する箇所が発見されたため、本案を撤回いたします。

よろしく願い申し上げます。

◎議長（友利恵一君）

これで説明を終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号、土地の取得について、議案第6号、土地取得の追認議決を求めることについての撤回については、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

◎池間雅昭君

私は、このたび伊志嶺市長から提案されております議案第5号、第6号の撤回については反対であります。この議案の撤回ということはですね、本来ならば質疑の段階で過誤が指摘をされている。それにもかかわらず本会議において委員会付託までなされました。そして、本会議や委員会での審議の中でもろもろの違法行為が発覚をした。それを受けてですね、いわゆる自分たちの都合によって議案を提案したり、撤回したりするということは、議会の審議権を剥奪する、行政による極めて重大な議会への関与だと私は思います。したがって、この議案の撤回については反対であります。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後2時17分）

再開いたします。

（再開＝午後3時01分）

ただいまの撤回の件について即決により進めましたが、質疑をしたい旨の発言がございましたので、質疑を行いたいと思います。

質疑があれば発言を許します。

◎眞榮城徳彦君

撤回する議案第5号、第6号、そして撤回する理由、簡単に書かれてありますけども、午前中に経済工務委員会開かれまして質疑がなされたと思いますけども、それを受けて議長は先程全会一致で撤回ということをおっしゃったんですけどもね、我々委員会に出席していない議員としましては、同等の、あるいはそれ以上の、どういった議論がなされて、どういった質疑がなされて、そしてこの中にある整理を要する箇所が発見されたためというのは、具体的にはどういうことを指すのか、まずその辺からの説明をお願いしたいと思います。

◎建設部長（平良富男君）

議案第5号の土地の取得については、13件の契約書の中に1件議案として提案するにふさわしくない契約書が1件あります。それと、議案第6号については、これまでいろいろ議員から指摘されているように、決裁のあり方含めて再度精査をしたいと思います。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後3時04分）

再開します。

（再開＝午後3時05分）

◎建設部長（平良富男君）

経済工務委員会で呼ばれて説明がされておられません。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後3時05分）

再開いたします。

（再開＝午後3時06分）

◎都市計画課長（長崎富夫君）

経済工務委員会に出席を求められて、議案第5号、議案第6号の提案理由の説明をいたしました。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後3時07分）

再開いたします。

（再開＝午後3時08分）

◎建設部長（平良富男君）

撤回の理由はですね、13件のうちに1件既に支出されているのがありますので、この議案としては適当じゃないということで議案の撤回を、取り下げをすることです。

（「6号は」の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

先程も説明しましたように、第6号については、第5号でそういう数字的な資料等の間違いがあるということで、再度第6号についても質疑の中でも決裁のあり方等指摘されましたので、いろんな手続を踏んでですね、再度提案したいと考えています。

◎眞榮城徳彦君

私が聞いたところによりますと、午前中に開かれた経済工務委員会の中で会計課担当が呼ばれたと聞いておりますけども、そういう方々は何のために呼ばれて、そしてどういう答弁をしたんですか。もう一回言いますか。会計管理者並びに会計課課長も呼ばれまして説明を行ったということを知っておりますけども、だれからの質問のどんな質問に対してその方々が呼ばれて答弁をしたのか、その中身を教えてください。

◎議長（友利恵一君）

調整して答弁してください。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後3時12分）

再開します。

（再開＝午後3時14分）

◎会計管理者（譜久村基嗣君）

先程の眞榮城議員のご指摘にお答えいたします。

午前中に経済工務委員会から委員会の出席を求められました。その中で議案第5号、議案第6号についての質疑が委員の平良隆議員、それから数名の委員の皆さんから質疑を受けました。その中で議案第5号につきましては、建設部長がお答えしましたように、13件のうちの1件について支出がなされております。これは、10月の3日であります。そういうふうにお答えいたしました。それから、あと3件、これは12月の定例会で承認を求めた議案ですけども、番号忘れちゃったけども、その中の3件について日にちから察したらと思うんですが、その3件についても支出は同じ日、10月の3日に支出はされています。そういう説明をいたしました。

◎眞榮城徳彦君

今まで何回も指摘をされてきたいわば事務ミス、あるいは自治法上の違反、こういったものありますけども、議会を開くたびに、あるいは委員会開くたびにこういった新たな事実がどんどん、どんどん指摘されている。そして、今会計管理者も認めましたように、支出負担行為において適当でない支出がなされたと思っております。これは、自治法の第232条の3、それから支出の方法の第232条の4、明らかにこれは違反をしております。特に第232条の4の第2項の出納長または収入役、会計管理者ですね、が前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令または予算に反していないこと、及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認した上でなければ支出をすることはできない、地方自治法に明確にうたわれております。きつい言い方ですけど、会計管理者はその責務を怠った。もちろん主管課の起

案をした者、あるいはこれに一連の決裁に携わった者、全部これは結果的には自治法違反です。

私はね、市長、議案を撤回する、これは議会としてもゆゆしき問題なんですね。簡単に瑕疵行為が見つかったから、今回は撤回します。じゃ、改めてこれを再提案しますと言うかもしれないですけども、どのような責任をもって、市長みずから、そして当局の皆さんが、このようなもろもろの法令違反、だから今回は撤回するけども、次の機会に提案したいと、もしそういうふうを考えていらっしゃるんだったら、私は宮古島市は行政としては恐らくもうだめだと思います。追認するしかないんです、これは。また、議会に新たな追認議案議決を求めていく、これしかもう方法はないんですね。我々議会としてチェックをするのはもちろんですけども、そのたびに議会の運営上、全国の自治体見ても見たこともないような追認、追認、追認のこの現実問題をどう処理していくおつもりですか。こんな状況では議会もちませんよ、市長。最後に市長の今の率直なお考えと決意を伺って私の質疑を終わりたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

議員がおっしゃるように大変職務の遂行上、不手際が続出しております。市民に対しても議会に対しても大変申しわけなく思っております。どうしてこういうことが起きるかということ、やっぱり自分の事務分掌をみんなそれぞれがしっかりと把握していないということと、それから決裁のシステムが不十分であるということがあると思います。他の自治体では、起案から決裁までのマニュアルづくりがきっちりなされて、職員が3カ年ごとに他課へ異動しても同じマニュアルで仕事ができると聞いておりますけども、そういうことがこれまで宮古島市ではできておりませんでした。ですから、ぜひこれまでのこのような不手際を反省してですね、決裁マニュアルをしっかりとつくって、今後こういうことが起きないように頑張っていきたいと、そのように考えております。

◎池間健榮君

市長ですね、12月議会にこの違法状態をいつまで続けますか、なぜ12月定例会中、今議会中に提案されないかという緊急質問をさせていただきました。そのときに内部調整が残っていると。その内部調整は何ですかと言ったら内部調整だと。じゃ、この間、去年の12月定例会から今回の臨時議会までの間、何を調整されたか、その点をお伺いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

職員に対しても、しっかりと仕事は遺漏のないようにやるようにという強い申し渡しもしておりました。そして、二度とこういうことが起きないようにということも強く申しておりますけども、内部調整が十分できませんでした。そして、12月議会でもなぜ12月議会に提案しないかというご質問がございましたので、それはきっちり内部で調整してから、しっかりと仕事ができる体制を整えてからと申しあげましたけども、これが十分できていなかったということがまた今回わかったわけですので、その点は申しわけなく思っております。

◎池間健榮君

何カ月あれば内部調整うまくいきますか。

◎市長（伊志嶺 亮君）

3月の議会で再びお願いをする予定でございますので、3月までにはきっちり内部調整をやっていきたいと思っております。

◎池間健榮君

この問題はですね、眞榮城議員からありましたように、いわゆる支出命令、それができるのは自治法上でうたってあるように、法律上の問題がなければ初めて支出命令ができるという、自治法上そうなっているわけです。しまいには会計課も巻き込んでですね、このようなことが発生している。そして、私どもも12月には、まさに今会計課の責任者が話されたように瑕疵ある議決もしてしまったというね、ここまでかという部分がございます。そういう意味では、このような形で臨時議会を開いてまでも追認をお願いしている中でこういう事態に陥ったですね、市長の責任。確かに部長初め4名の懲戒処分はされております。その上に副市長も含めて、市長も含めてですね、市長は部下に対しては任命権者として懲戒処分を下してあります。副市長も当然市長を補佐しながら部下の監督も含めてこの責任が今ありません。任命権者として、そして市長を支える副市長として、その責任の所在はいつ明らかにするのか。あくまでも百条委員会とか、裁判の結果とか、そういうことを踏まえて議会にお諮りをするのかですね、責任の所在と、任命権者としての、市長を補佐する立場としての市長、副市長の責任のあり方について見解を求めたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

私の責任のとり方については、市民や議会の皆様が納得するような形の責任のとり方をとりたいと申し上げております。3月議会までには百条委員会の結果も出ることと思いますので、3月議会には私の責任のとり方を皆様に提示いたすようにしたいと思っております。

◎副市長（下地 学君）

指導監督する立場にある者としてしかるべき責任をとらなきゃならないと感じております。3月議会までには、市長同様その責任をはっきりしたいと思っております。

◎新城啓世君

責任問題についてはダブりますけれども、余りにも責任とらなくちゃいけない事案が多過ぎて、どれにどのような責任をとるのかよくわかりませんけれどもね、今回の件、提出議案ファイル7ページから67ページまでのつづりに加えてですね、差しかえの文書もありましたですね。こういったことでもって審議を3日間させておきながら、この紙切れ一片で議案の撤回をしますというふうな市長の申し入れなんですけれども、法令違反の状態を正常化するために上程した追認議案の議案第6号、さらには契約書を差しかえるという異常な手段で上程した議案第5号、そしてなお違法な契約書が存在し、さらにはさきに指摘されたように、土地代を支払っておきながら、支払ってよろしいですかという提案の仕方、これも議案第5号ですね。このような3日間の当局の議会翻弄は、まさしく宮古島市議会を愚弄するものであると私考えるわけですね。ですから、撤回するだけで済む問題なのか。先程申し上げましたけれども、責任をとらなくちゃいけない問題が余りにも多過ぎて、今市長、副市長話されたことがどの責任なのか、3月に話された責任がどういったことかわかりませんが、この議案撤回についての責任はあると思うんですね。そして、そもそもこういった問題の発端をつくった職員の皆さん方、特に建設部長、さらには結果として違法な公金支出をなされた会計管理者、さらには筆頭部長の総務部長、そして決裁した副市長や市長、皆さんはどのような形でこの議案撤回についての責任をとられるのか。今現在一言の謝罪もありませんよね。3日間の我々の論議何だったのかと。議会何だと思っているんですか。まずそれから始めるべきでしょう、

撤回については、それについてはぜひ市長の見解聞かせてください。なぜ撤回に至ったか、もう一度話してもらいたい。そして、どうしたらいいのか、どう責任をとるのか、ぜひお話ししたいと思っています。

◎市長（伊志嶺 亮君）

議案を議会に提案する前には、各部局に対して、議案の提出日、これをいつまでに提出するようという日時を決めてあります。しかし、これが十分に守られなくて、この日時を過ぎてから議会に送付する前に来る場合もございます。そういう場合が内部のチェックが、議案のバックデータに対するチェックが十分にできない状況が起きて、今回のような事案もできているわけでございます。ですから、このチェック体制の不十分さについては、十分担当部署も私自身も責任を感じております。そのようなことがないように、これからは議案提出の期日はしっかり守るように、そしてチェックする時間が十分とれるように、そのようにしていきたいと考えております。このような事態を起こして申しわけございませんでした。

◎新城啓世君

市長に伺いますけどもね、いろんな問題、不祥事が起こるたびに職員の職務怠慢、あるいは緊張感の欠如、そしてまた学習をしていないというふうな職員の批判が相次ぐんですけれども、最終決裁した市長、最終責任者ですね。そう考えた場合、市長がそれこそチェックをしっかりしておけばこういった問題を防げるはずなんです。職員が不始末を起こしても、最終決裁者の市長が押印するときにちゃんとそれぞれ内容を確かめてみればですね、チェックできるはずなんです。私は、こういった不祥事の根源というのは市長、副市長にあると思いますけれども、どうですか、市長、副市長、お答えいただきたいと思っています。

◎市長（伊志嶺 亮君）

理想的には議員のおっしゃるとおりだと思いますけれども、議案を提出する、その議案の裏側にはたくさんバックデータがございます。これをすべて私がチェックするわけにはいきませんので、担当を信頼して決裁をいたしておりますので、ご了承お願いしたいと思います。

◎副市長（下地 学君）

しっかりと精査してチェックすべきだけど、その辺に甘さがあったと反省しております。

◎新城啓世君

実務的な問題でしたらね、少々のこととも考えられますけれども、ただ、少なくとも財産取得、処分につきましては、宮古島市事務決裁規程、第6条の18号にありますけれども、財産の取得及び処分に関することは市長の担当事項なんですね。これは、市長でないとできないはずなんです。少なくともこの起案文書が回ってきますよね。財産が入っていますよね、財産取得、処分が。これは、市長ご自身がしっかりと見きわめなくちゃいけない問題でしょう。それを怠ったということは、市長の大きな責任じゃないですか。ひょっとしたら市長は、財産の取得、処分についてのご自分の責任認識ないんじゃないですか。これがあれば防げたはずでしょう。どうですか、最後にお聞きします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

理想的なチェックができなかったことについては、反省をいたしております。

◎池間雅昭君

議案第5号についてですね、13件中1件の不適正な措置があったと。私は、もっとあると思うんですけどもね。皆さんの差しかえの契約書、仮契約書の中にですね、平成20年1月28日付で契約されております。

13ページにあるんですけども、この1件だけがなぜか3月31日まで、第2条、この土地の引き渡しは平成20年3月31日までとするとなっているんですね。残りはみんな2月20日なんですよ。用地の引き渡し事例がね。これちょっとおかしいと思うんですよ。なぜこの1件だけが3月31日までになっているのかですね、この説明もなされていないと思うんですけども、うがった見方するとこれも何か問題があるのかなというふうに思われます。これについてちょっと説明お願いしたい。

それと、会計管理者の方にお伺いするんですけども、いわゆる皆さんが不法に支出をしたパイナガマ、この議案書の21ページだと思うんですけどもね、「土地売買契約書（仮）」とありますね。なぜ仮契約書に基づいて皆さんは支出をしたんですか。ちゃんとこの契約は議会の議決を得て効力を有する形ですね。皆さん、それには多分土地売買契約書、仮契約書ですね、来たと思うんですけど、来るんですかね、それ。仮契約の段階で皆さん方は支出負担行為ができるのかどうかですね、この点についてご説明を願いたいというふうに思います。

それと、市長ですね、私は異議申し立ての中でも申し上げましたけれども、議案の提案権はなるほど市長にございます。しかしですね、不都合があるからといって、それを安易に議会に提案をして、議会で審議をしている途中でですね、議案を撤回するという行為、私は議会の審議権を剥奪するものであり、また市長によるまさに重大な不当な議会関与だというふうに認識しておりますけども、市長、いかがお考えでしょうか。これについてもお考えを示していただきたいというふうに思っております。

いま先の質疑の中でも地方自治法違反4件指摘をされております。12月では宮古島市議会は瑕疵ある議決をしました。それについてもですね、市長、今後どのように対処なさるおつもりか、お聞かせ願いたいというふうに思っております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

議案提出については、安易に提出しているつもりはございません。しっかりとした提案をしているつもりでございました。しかし、実際にこのような議案が出てきますと、やっぱりチェック体制が十分じゃなかったということで、提出したことについての私たちの足りなさをつくづくと感じさせられております。そして、本来ならばきちっとして整理して提案するべきところを、整理しないままで議案第5号を皆様に提示しましたことに対して、これは不適切であったということでもありますので、ご了承お願いしたいと、このように思っております。

また、12月にも、全くこういうことに気がつかないで皆様方に提案して、質疑、議決賜ったことに対しても、深くおわびを申し上げたいと思っております。

◎会計管理者（譜久村基嗣君）

契約書の末尾のほうに「(仮)」という文字なんですけど、それとあわせて契約書の一番下のほうの段に、この契約は、議会の議決をもって効力を発するという2つなんですけど、もちろんのことではありますが、会計課の決裁の段階ではこれはありません。ない状態ですので、支出はしたということになります。ということは、これ委員会のときでもお話ししましたが、この段階で、支出をする段階で、一団の土地の購入、つまり同じ目的で公園用地としての宮古島市が買い取るというような一団の土地の議会の議決を受ける、要するに面積が5,000平米、金額が2,000万円以上の議会の議決を得りうる契約ということを、会計課のほうではこの1枚の契約では当然わかりませんので、このことにつきましては、市長の決裁を受けて、

支出負担行為は審査を求めているということの解釈で支出負担行為の起こった状態になるということの手続の中で支出はなされていると思っております。また、そうなされております。

(議員の声あり)

◎会計管理者(譜久村基嗣君)

ほかの3件についても同じような形になります。

◎建設部長(平良富男君)

3月31日までとしたのはですね、その年度の3月31日までに登記がぎりぎりですので、この部分については3月31日としてあります。

◎議長(友利恵一君)

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

(「休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩=午後3時42分)

再開します。

(再開=午後3時44分)

◎市長(伊志嶺 亮君)

先程も答弁いたしましたように、議案の提出についても私としては安易に提出しているつもりはございませんし、また安易に撤回しているつもりもございません。それなりの理由がございますので、その理由を今皆様方に説明しているところでございます。

(「議長、答弁になっていない。休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩=午後3時44分)

再開します。

(再開=午後3時45分)

◎市長(伊志嶺 亮君)

先程も話をしましたように、提案する際には、きっちりとした議案になっているということで担当部局を信頼して提案をしております。本来ならば私がすべてチェックすべきでございますけれども、そういうことができませんので、部下を信頼して提案をいたしております。これまでも議案については、チェックできるところはしっかりチェックしておりますけれども、不十分な面があったことをおわびしたいと思います。

◎建設部長(平良富男君)

担当に確認したところ、数字の日にちの打ち間違いだそうです。

(「議長、休憩をお願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午後 3 時46分)

再開します。

(再開＝午後 3 時49分)

◎新里 聰君

僕は、1点だけ伺いたいと思いますけども、市長が信頼する副市長初め部課長の皆さんがことごとく市長の信頼を裏切ってこういったミスが起こる、そのことについての市長の見解を聞きたい。今まで一連のものずっと事務ミス、事務ミスと来た。いつも市長は、副市長初め部下を信頼しているという立場でまいりました。ところが、その信頼する副市長初め、いわゆる市長が思い切って仕事をするためにですね、副市長のところは一切そういったミスはチェック終わってですね、最終的には。思い切った政治、行政でできるはずなんですけども、それができていない。信頼する副市長を初めとする部課長が全く信頼を裏切っている。それについての見解を賜りたい。

◎市長（伊志嶺 亮君）

たび重なる職員の不手際については、本当に毎回おわびしておりますように申しわけなく思っております。そして、こういうことが起きる背景には、やはり起案から決裁までの手順がきちりマニュアルに沿って行われていないということが一番大きな原因であろうと思っておりますので、そのマニュアルづくりをしっかりと、今後こういう不手際がないようにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。信頼しております職員の不手際はすべて市長の責任でございますので、しっかりと職員にも注意を促し、私も責任をとっていきたいと思っております。

◎池間雅昭君

本当に聞くにたえないような、そこまで本当に最悪な状況に陥っているとは夢にも思いませんでした。舌の根も乾かぬうちにですよ、13件のうち1件が不適正であったからということでいわゆる議案の撤回を求めたいということなんですけどもね、契約書の数字の打ち間違いというのは、これは大変重要なことじゃないですか。買った土地のいわゆる市民の財産を引き渡すのに、いいですか、2月20日と3月31日という一月と11日違うわけでしょう。40日違うわけでしょう。その間、市民の財産をほったらかしにしておく、こんな行政があっただいんですか。

それと、今さっき会計管理者から答弁がありましたように、説明ありましたように、会計課のほうにはいわゆる契約書の段階で持ってきたと。仮契約ではなくて、あたかもこの契約は成立しましたよという形で持っていったということなんですけども、これいつの段階ですか。いわゆる今議案第5号についてでありますけども、これをですね、支出負担行為を行う段階では仮契約ではない、本契約の状況で持ってきたということですから、いつの段階ですか。そして、いつの段階でその「仮」というものをつけたんですか、契約書に。いつ仮契約の様式を調べたんですか。

それと、市長、よくも言いわけが思いつくもんですね。行政ミス、手続ミスが出るたびに済みません。今回またマニュアルづくりですか。よくも次から次へと言いわけが思い浮かぶもんです、本当に。しかもですよ、この追認議案というのは、12月定例会で下崎地区の土地売買契約がすったもんだしているときの最中じゃないですか、真っ最中。その反省もなく、また新たに取得しようとする土地においてもこうい

う契約の不備がある。我々議会どうするんですか。詳しくお聞きします。これは市長も答えてくださいね。撤回の理由の中に整理を要する箇所が発見されたためとあります。いつどこでだれが発見したんですか。そして、整理を要する箇所というのはどういった箇所なのか、きっちりとご説明をお願いします。

それと、市長ですね、いわゆる市長から送付された契約書に基づいて会計課は地方自治法に違反をした不正支出をしたわけです。これについて市長、あなたはどのように責任をとっておつもりですか。不正支出負担行為に対する責任ですよ、どのようにお考えなのかですね、お聞かせを願いたいというふうに思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

撤回理由の不適切などという表現は、13案件のうち1件は、これは別に12件と切り離してお願いするべきことだったと考えておりますので、これが不適切だと考えております。

また、支出負担行為については、十分な認識のないままに支出してしまったことに対して私は責任を感じております。

◎会計管理者（譜久村基嗣君）

支出負担行為の日にちなんですが、この契約書にありますように7月の12日です。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後3時58分）

再開します。

（再開＝午後3時59分）

◎建設部長（平良富男君）

土地売買契約の仮という契約書の件ですけど、これは議会に提案するというで一連の流れの作業の中でつくってあります。

（「だからいつかと」の声あり）

◎建設部長（平良富男君）

議案の締め切り前ですので、日にちちょっと把握していませんけど、総務課の行政担当のほうに提出します。

◎議長（友利恵一君）

確認して。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩します。

（休憩＝午後4時00分）

再開します。

（再開＝午後4時01分）

◎建設部長（平良富男君）

この件についてもやはり一連の作業の中で仮契約書という形での提案をしております。

(議員の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩します。

(休憩＝午後4時02分)

再開します。

(再開＝午後4時03分)

◎建設部長(平良富男君)

先程から説明していますように、この方はですね、仮という文字じゃなくて、総務決算委員会の中で指摘された議会の議決が必要であると、そういう発覚というか、わかった以前にですね、これは既に支出されております。仮というのは、この議会に提案されたこれはですね、結局12月議会に提案できなかったために、一連の作業の中でつくられた契約書になっています。仮という文字入れたのは。

◎池間雅昭君

市長ね、要するにこれは、今回の議案第5号として出してはいけないものを、皆さんは仮契約という印鑑を押して提出したわけですね。そういうことだらけですよ。契約書を皆さんは改ざんしたということですか。本来ならばもう支出もされて、議決を得なければならぬかもしれないけども、平成19年の7月の12日ですから、それ以前に議決をしていなければならぬわけですよ。少なくとも6月定例会では議決をしていなければいけないはずなんです、その間臨時会ないから。それを新たな議案として平成19年度で買いますよということを出してきたわけですね、皆さんは。そういうことになりますね。虚偽の議案提出ですね、市長。それも6月定例会で承認されて金も払っているんだから、仮ということないでしょう、もう。皆さんの契約書に仮というのが、仮契約書じゃなくて、売買契約書に基づいて会計課で金払ったわけですから。そういうものをうそをついて議案として上程するんですか、皆さんは。市長ね、この行政手法について市長はどのようにお考えですか。あってよろしいことですか。そこまで不祥事が続いたら市長ね、おやめになったらいいですよ、もう。かわいそう過ぎる。議会のたび、議会のたびに問題ばかり出てきて、市長、もう何十回謝りました。ましてや市長みずからの決裁印によって市民の税金が不正な支払われ方をしている。議決のない支出がされている。こういうことが続発、しかも数字を聞いたら数字打ち間違いと言う、平気で。我々議会は何を信じて審議をすればいいんですか。契約書すら疑惑が多い。数字も間違っただけで平気。まして差しかえた議案の中でですよ、数字が間違っただけで平気で打ち間違いです。私はですね、こういう行政というもの全国どこ探してもあり得ないし、眞榮城議員じゃないけどもね、追認、追認って何回も追認を求めるような行政なんてありっこないですよ。だから、宮古島の例は全国どこ探してもないんです。当然ないです、例は。私はですね、追認というのはね、やむにやまれぬものであれば仕方ないけれども、今までの宮古島の市長のあり方は、行政のミスすべて議会に責任を転嫁しようとしている、そうとしか思えません。だから、これらのことを踏まえてですね、3月定例議会絡めて言うんですけども、市長、私にご提言申し上げます。どうぞこんな苦勞するよりはおやめになってください。それがいいと思います。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩＝午後 4 時08分)

再開いたします。

(再開＝午後 4 時09分)

ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第5号、第6号の撤回に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(友利恵一君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号、議案第6号の撤回を一括して挙手により採決をいたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本件の撤回に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

◎議長(友利恵一君)

挙手少数であります。

よって、議案第5号、第6号の撤回の件は不承認されました。

休憩いたします。

(休憩＝午後 4 時12分)

再開いたします。

(再開＝午後 4 時58分)

これより一時中止した委員長報告に入ります。

◎経済工務委員会委員長(池間 豊君)

経済工務委員会の審査結果を報告いたします。

本委員会付託の下記事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告いたします。

議案番号、議案第1号、平成19年度宮古島市水道事業会計補正予算(第1号)、原案可決であります。

議案第4号、訴えの提起について、原案可決であります。

議案第5号、土地の取得について、否決であります。

議案第6号、土地の取得の追認議決を求めることについて、否決であります。

否決の理由について申し上げます。議案第5号については、2月4日、委員会では、採決の結果、賛否同数となり、委員長裁決により可決とした。しかし、2月4日の審査終了後、13件の契約のうち1件について不適正な支出がなされたことが発覚したので、本日再度審査したところ、不適正な支出がなされた議

案については認めることができないという意見があり、全会一致で否決した。議案第6号については、2月4日の委員会では、採決の結果、賛成少数で否決した。しかし、議案第5号同様、本件についても、本日再度審査したところ、全会一致で否決した。

以上報告いたします。

◎議長（友利恵一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、議案第1号、平成19年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第2、議案第2号、宮古島市城辺地域密着型介護事業所指定管理者の指定についての討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第3、議案第3号、宮古島市伊良部地域密着型介護事業所指定管理者の指定について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第4、議案第4号、訴えの提起について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第5、議案第5号、土地の取得について討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手なし）

◎議長（友利恵一君）

挙手ありません。

よって、本案は否決されました。

次に、日程第6、議案第6号、土地取得の追認議決を求めることについて討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を挙手により採決いたします。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

◎議長（友利恵一君）

挙手少数であります。

よって、本案は否決されました。

ただいま各議案が議決されましたが、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本臨時会に付議された案件の審議はこれを全部終了いたしました。

よって、平成20年第1回宮古島市議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

(閉会＝午後5時05分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成20年2月5日

宮古島市議会

議長 友利 恵 一

議員 新城 啓 世

” 山 里 雅 彦